

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	・・・p. 1
2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	・・・p. 14
3. 教育課程の編成の考え方及び特色	・・・p. 14
4. 教員組織の編成の考え方及び特色	・・・p. 21
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	・・・p. 24
6. 教育課程連携協議会について	・・・p. 28
7. 施設・設備等の整備計画	・・・p. 28
8. 基礎となる学部との関係	・・・p. 30
9. 入学者選抜の概要	・・・p. 31
10. 取得できる免許状・資格	・・・p. 33
11. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	・・・p. 33
12. 管理運営	・・・p. 34
13. 自己点検・評価	・・・p. 35
14. 認証評価	・・・p. 36
15. 情報の公表	・・・p. 37
16. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	・・・p. 38
17. 連携協力校等との連携	・・・p. 39
18. 実習の具体的計画	・・・p. 42

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 本学教育学研究科改革の経緯—実践型教員養成機能への質的転換—

滋賀大学教育学部並びに同教育学研究科は、地域貢献型を目指す大学方針のもと、県内唯一の教員養成系国立大学学部・研究科としてその役割を将来にわたり確かに果たすべく、我が国並びに滋賀県の現状と学校現場における課題やニーズを十分に踏まえ、第3期中期目標期間に実践型教員養成機能への質的転換を図ることをミッションに掲げた。そして、このミッションの実現のために、滋賀県教育委員会等との連携により地域の義務教育諸学校に対する教員養成・研修機能の中心的役割を担うとともに、滋賀県における教育研究や社会貢献活動等を通じて我が国の教育の発展・向上に寄与することを基本的な目標としてきた。

その実現のためには、県教育委員会との一層の連携強化を図ることが必要であるとの認識のもとに、平成26年度から滋賀大学教育学部長と滋賀県教育長の主導による連絡協議会を開催し、平成27年度に「滋賀大学教育学部と滋賀県教育委員会の連携に関する協定」(【資料1】)を締結した。連携する事項は、(1)地域の教育の向上に関する事、(2)教員の資質及び能力の向上に関する事、(3)地域の教員養成に関する事、(4)その他、地域の教育課題に関する事、の4点である。そして、この協定に基づき、「滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議」(以下「連携推進会議」という)を設置し(【資料2】)、連携事項に係る協議を開始するとともに、その下に各教育課題について専門的に分析・検討する専門委員会を立ち上げた。

同時に、連携推進会議の下に、本学の教職大学院開設に向けての具体的な協議を行う「教職大学院設置準備委員会」を設置し、滋賀県が教職大学院にどのような人材育成を期待しているかについて意見交換を行うとともに、県からの現職教員の研修派遣の在り方、交流人事による実務家の専任教員とみなし教員の派遣等について協議し、平成29年度に教育学研究科高度教職実践専攻(教職大学院)(入学定員20名)を開設した。同準備委員会は、教職大学院開設後は、「滋賀大学教職大学院に関する連携推進専門委員会」として、教職大学院の運営に係る連携推進、教職大学院の教育研究、その他教職大学院の運営に関する重要事項について協議する委員会として位置づけている。

平成29年度開設の教育学研究科高度教職実践専攻(教職大学院)の目的は、社会の急速な進展の中で必要な知識・技能を絶え間なく刷新しつつ教職生活全体を通じて「学び続ける教員」の育成・支援と、新たな教育実践を創成し、学校内外でそれをリードできるスクールリーダーの養成としている。同専攻には、「学校経営力開発コース」(現職教員学生対象)と「教育実践力開発コース」(現職教員学生および学部新卒学生対象)の2つのコースを設置し、各コースの趣旨に則して、開設より3年間にわたり教育実践研究を行ってきた。

併せて、同じく平成29年度に、既設の修士課程について、それまでの学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻の3専攻を学校教育専攻1専攻3コース(教育科学コース、障害児教育コース、教材開発コース)に改編し、第3期中期目標期間中の令和3年度に教職大学院に一本化することを目指して、実践重視型へのカリキュラム改革を行い、準備を進めてきた。

なお、平成30年度には、滋賀県総合教育センター所長、連携地域教育委員会の教育長、連携拠

点校・協力校の校長を構成員に含む滋賀大学教職大学院運営連絡会を設置し、教職大学院の科目運営や実習の在り方等についての意見交換や協議を行う場として実質的に機能させてきた。このことを受け、平成 31 年 4 月より、教育課程の運営や改善に向けての協議を行う教育課程連携協議会の機能をこの運営連絡会に明確に位置づけた（【資料 3】）。

（２）本学部・本学教育学研究科と滋賀県教育委員会との連携による地域教育推進の取組と成果

ア 「滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議」各専門委員会における取組

滋賀大学教育学部及び教育学研究科と滋賀県教育委員会との連携による地域教育向上のための取組は、前述の「連携推進会議」を核として実施されている。「連携推進会議」の下には必要に応じて専門委員会を置くこととし、平成 27 年度に、滋賀県の主要な教育課題である「学ぶ力向上」「英語教育」「いじめ・不登校」「インクルーシブ教育」の 4 つの専門委員会を立ち上げた、それぞれの課題を専門領域とする滋賀大学教育学部教員が委員として参加し、課題についてのデータ分析やその結果に基づいた改善策の提案、研修会等の開催を継続して行ってきた。また、これら教育課題別の専門委員会とは別に、平成 29 年度に新たに「人材育成専門委員会」を立ち上げ、滋賀県教員の人材育成に係る意見交換を行ってきた。

専門委員会の具体的な取組として、「学ぶ力向上専門委員会」では、全国学力・学習状況調査の結果データの分析と分析結果に基づく「学ぶ力向上滋賀プラン」の改訂への提案が行われた。「学ぶ力の向上」は、滋賀県の教育課題でも最重要課題と位置づけられており、基礎的・基本的な知識・技能の定着、「読み解く力」の育成、個々の子どもに応じたきめ細かな指導の充実等、分析結果に基づく提案は、後述する「滋賀の教育大綱(第 3 期滋賀県教育振興基本計画)」(平成 31 年 3 月)の中に活かされている（【資料 4】）。

「英語教育専門委員会」は、滋賀大学と滋賀県教育委員会が平成 28 年度から連携して進めている「地域の児童・生徒の英語力向上支援プログラム事業」及び「地域の現職教員の英語指導力向上支援プログラム事業」の連絡・調整委員会として機能し、県内小・中・高等学校に高い英語指導力を有する教員を供給することに貢献してきた。また、CAN-DO リストの作成・公布、成果の検証、パフォーマンス評価を含む 4 技能の評価についての検討や、小学校教員対象のワークショップの開催などの活動を継続している。公開事業として、平成 27 年度に、学部生、大学院生、現職教員、教育委員会関係者等を対象とした滋賀大学大学院教育学研究科教育研究フォーラム（以下「教育研究フォーラム」という）「変わる英語教育ーグローバル化に対応する新しい潮流ー」を開催したほか、平成 28 年度より「小学校英語教育未来創生プロジェクト」（２年間にわたる現職教員対象研修講座）を実施した。

「いじめ不登校専門委員会」においては、滋賀県教育委員会作成の「いじめ対応リーフレット」「不登校児童生徒対応リーフレット」の検討、調査結果や予防教育等の取組についての検討などを行うとともに、学部生、大学院生、現職教員、教育委員会関係者等を対象とした教育研究フォーラムを、平成 27 年度（「イギリスにおける『いじめ』の理解と対策」）、28 年度（「日本におけ

る予防教育について)、29年度(「教育におけるマインドフルネスの導入」と3回にわたり、滋賀県教育委員会との共催により開催した。

「インクルーシブ教育専門委員会」では、滋賀県の特別支援教育の推進について、滋賀大学教育学部、滋賀県教育委員会のそれぞれの立場から研究成果や施策についての情報交流を行うとともに、今後、教職に就く学部生・大学院生や現職教員がインクルーシブ教育についての理解を深めるための情報発信、さらに地域の関係機関等とのよりよい連携体制を構築していくための情報交流を推進する機会として、平成30年度、令和元年度と2回にわたり教育研究フォーラム「どうつながる?通常の学級と通級指導教室」(Part1・Part2)を滋賀県教育委員会との共催により開催した。フォーラムではシンポジウムと併せて、会場に本学教職大学院における取組や県教育委員会作成の研究成果物、県内特別支援学校児童生徒の作品、小・中学校通級指導教室で活用されている教材・教具等を展示し、児童生徒の学習活動の理解や具体的な支援・指導の取組に活かせるような工夫をし、好評を得た。いずれのフォーラムも、学生、県内外の若手教員やベテラン教員、大学関係者、市町・県の教育委員会関係者など広い世代にわたる160名前後の参加者があり、活発な質疑応答や意見交流が展開されたことは、大学と県との共催ならではの成果である。

「人材育成専門委員会」は、滋賀大学教育学部と滋賀県教育委員会とが、教員の養成・採用・研修の一体的な改革を推進していくための検討・意見交換のための委員会として、平成29年度に新たに立ち上がった委員会である。教育公務員特例法等の一部を改正する法律(平成28年11月)に基づく「滋賀県教員のキャリアステージにおける人材育成指標」(以下「人材育成指標」という)並びに研修計画等の策定及び改訂には、県教育委員会に設置されている「滋賀県教員育成協議会」に本学教職大学院教員と教育学部教員計2名が委員として協議に参加しているが、本専門委員会は、策定された人材育成指標や研修計画とも関連づけながら、滋賀県における教員の資質・能力向上への取組の充実・深化に向け、養成段階からキャリアステージの各段階を見通して掘り下げた協議を行うことを目的に設置され、随時意見交換を行ってきた。また、取組の一環として、滋賀県教育委員会と滋賀大学との連携による教員育成フォーラムの開催を計画し、その第1回を、「教員育成指標と入職期(準備ステージ)教師教育の現在とこれから」をテーマとして令和2年2月7日(金)に開催した。学部段階の養成に携わる本学、若手教員へのステージ研修を担当する滋賀県総合教育センター、校内で教員を育成する学校現場のそれぞれの立場から取組と課題について情報交換できたことは、さらなる連携強化に向けての課題の抽出も含め、相互理解を深める貴重な機会となった。本学教職大学院におけるキャリアステージに応じたコース設計やその不変の改善につなぐ機会として、今後も同様のフォーラムを開催し、教員の各キャリアステージに焦点をあてた協議・情報交換を継続していく計画である。

イ その他の県教育委員会、市町教育委員会等との主な連携実績

本学は平成21年度から開始した「理数系教員(Core Science Teachers:CST)養成拠点構築事業」を、JSTの採択事業終了後も滋賀県教育委員会との連携の下に継続し、現在までに61名

の CST（現職教員プログラム）と 27 名の准 CST（学生プログラム）を認定し、小・中学校教員の理数教育における指導力向上や授業改善に貢献してきた。

地域の教育委員会との連携にも積極的に取り組み、大津市、草津市、栗東市、守山市、近江八幡市、彦根市、野洲市とは、教育学部との連携協定を締結し、教職大学院における連携拠点地域としてはもとより、学部学生の教育実習や教育体験活動における連携、共同研究や共同事業などに取り組んできた。加えて、本学部が所在する大津市とは「おおつ教育連携推進協議会」を平成 29 年度より立ち上げ、教育実習、教員研修、学力充実、児童生徒支援についての連携事業や意見交換を行っている（【資料 5】）。

また、本学部の教育実践総合センターの共同研究事業として、本学部教員と滋賀県教育委員会、滋賀県総合教育センター、各地域教育委員会、各学校等との連携・共同により、幼小連携、学校安全、情報教育、プログラミング学習、外国語活動、教科指導や授業改善・教材開発、芸術表現教育、通級指導教室、保育するなど、様々な地域の教育課題に関する実践的研究が実施されている。

平成 27 年度からの 5 年間にアに記述した「連携推進会議」及び各専門委員会に委員として参加した滋賀大学教育学部の教員は、教育学部長・研究科長、副学部長、副研究科長をはじめ 30 名を超え、その他に上述の CST 事業やその他の共同研究事業、並びに滋賀県総合教育センター研究事業のアドバイザー等として、本学部及び本教職大学院の教員の多数が地域の教育実践に教育委員会や地域の学校と連携しながら協働的に関わっている。このことから、今回の教職大学院の拡充に際し、本学部教員が全学部体制で参与していく体制が整っている。

（3）改組の必要性—地域の教育課題や社会の変化への対応—

滋賀県は、社会情勢の大きな変化を踏まえて滋賀の教育の一層の推進を図ることを趣旨に、「滋賀の教育大綱(第 3 期滋賀県教育振興基本計画)」(平成 31 年 3 月)を策定した（【資料 4】）。その中では、人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化と情報化の進展、急速な技術革新による Society5.0 の到来などの大きな時代の変化を読み解き、柔軟に対応できる力の育成が必要であるとの認識のもとに、学校教育、家庭教育、生涯学習の 3 つの柱を設け、相互に連携させることにより施策の総合的な推進を図ることを宣言している。

柱 1 の学校教育については、先述の本学と県教育委員会の連携による「学ぶ力向上専門委員会」の分析等に基づき、滋賀県の子どもにおいて「基礎的・基本的な知識・技能の定着や文章の趣旨の把握、表・グラフから必要な情報を取り出すこと、根拠を明確にして自分の考えを説明することなどに課題がみられる」という認識のもとに、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成、特別支援教育の推進、情報活用能力の育成、教職員の教育力向上などが主な取組として挙げられている。とりわけ「確かな学力の育成」に関しては、基礎的・基本的な知識・技能の定着や「読み解く力」の育成等を図るための組織的な授業改善、外国人児童生徒への支援を含み個々の子どもの学びの状況に対応したきめ細かな指導の充実に重点が置かれている。また、I o T やビッグデータ、A I（人工知能）等をはじめとする技術革新の加速化、グローバル化・情報化の進展など、将

来予測が難しい社会において、子どもが主体的に新たな価値を創造する能力を、情報活用能力の育成を通して育てることが目指されている。令和2年度にはGIGAスクール構想に対応したICT教育の推進が滋賀県の重点項目と定められ、データサイエンス学部を有する本学に対する期待が大きい。

柱2の家庭教育に関わっても、家庭や地域と学校との連携・協働活動の充実を目指し、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入推進や持続可能な地域学校協働活動の展開が取組として示され、学校教育が協働の要として位置づけられている。

このように、滋賀の教育の3本柱の一つであり、要でもある「学校教育」の充実のためには、学校教員の教育力向上が問われることとなる。

滋賀県の学校教員の教育力向上については、「滋賀県公立学校教員人材育成基本方針」（平成26年3月策定）（【資料6】）をもとに平成29年度に策定された「人材育成指標」において、滋賀県教員として教職生活全体を通じ共通に必要な資質・能力、および特に磨いてほしい資質・能力を示すとともに、教諭については「授業力」「生徒指導力・学級経営力」「組織対応力」、管理職については「学校教育の原動力」「学校経営の推進力」「関係機関との連携力」を、各キャリアステージに応じて身につけることが求められている。キャリアステージは、教員養成の準備ステージ（採用前段階：基礎習得期）、第Ⅰステージ（1～3年目：実践力形成期）、第Ⅱステージ（4～15年目：成熟発展期）、第Ⅲステージ（16年目以降：深化・応用・円熟期）、さらに管理職のステージとして副校長・教頭職、校長職の区分が設けられ、それぞれのステージに求められる資質・能力が育成指標として具体的に示されている（【資料7-1、資料7-2】）。この指標は、滋賀県の小・中・高等学校・特別支援学校等に勤務する教員が自らのキャリアアップに向けた目標設定の指標として、また、学校や教育委員会の研修計画の策定等の人材育成指標として活用されるものである。したがって、その達成に向けて、地域の教員養成・研修の中心的な役割を担うべき本学の責務は極めて重い。

現行の高度教職実践専攻（教職大学院）は、平成29年度開設以来、滋賀県教育委員会、連携地域教育委員会、連携拠点校・協力校との連携体制により、学校経営力開発コース、教育実践力開発コースともに、入学生の教員としての自己研鑽や滋賀の学校現場からの期待に応えるべく努めてきた。また、「確かな学力の育成」に直結する教科の実践的指導力の向上や教育ニーズの多様化への対応に関しては、現行の高度教職実践専攻では、教育実践力開発コースの教育課程に総合的・教科横断的に組み込んできた。同時に、学校教育専攻（修士課程）においても、教科教育や特別支援教育における実践的科目を導入し、専門性と実践的指導力の育成に取り組んできた。

しかし、教科教育領域と特別支援教育領域において、専門的知識・理論と実践を往還させた、より確かで高度な実践的指導力を備えた教員を育成していくためには、教員養成の高度化機能を高度教職実践専攻（教職大学院）に一本化し、教師としての総合的な力を養いつつ、教科の専門性と実践的指導力、および特別支援教育等の教育ニーズの多様化（ダイバーシティ）に対応できる専門性と実践的指導力の向上にそれぞれ特化したコースを設け、多様なタイプの強みを持った教員を本専攻において養成していくことが必要である。

(4) 改組の枠組

上記の取組の経緯、及び地域課題や社会の変化に対応した改組の必要性を踏まえ、令和3年度に、高度教職実践専攻の中に、既設の「学校経営力開発コース」と「教育実践力開発コース」に加え、新たに「授業実践力開発コース」(学部新卒学生対象)と「ダイバーシティ教育力開発コース」(学部新卒学生および現職教員学生対象)の2つのコースを設けることとした。

「授業実践力開発コース」は、教科担当・学級担当としての堅固な実践的指導力を備えた新人教員の養成を目指し、学部新卒学生を主な対象とする。「ダイバーシティ教育力開発コース」は、障害、いじめ・不登校、外国人児童生徒など多様な教育的ニーズへの対応力をもった教員の養成を目指し、学部新卒学生および現職教員学生を対象とする。

同時に、既設コースについても、開設時の基本理念を踏襲しつつ、3年間の取組を通して見えてきた課題や地域のニーズに、より適切に対応することを目指し、カリキュラムの改革を行うこととした。「学校経営力開発コース」(現職教員学生対象)では、単位学校はもとより一学校の単位を超えた地域レベルの課題解決力を備え学校改善を牽引できる学校管理職(トップリーダー)の育成に、より重点を置く。また、「教育実践力開発コース」は、これまで現職教員学生と学部新卒学生が共に学ぶコースであったが、改組後は、ミドルリーダーを目指す現職教員学生のみを対象とし、養成する教員像と到達目標をより明確に焦点化することとした。

以上により、令和3年度以降は、「学校経営力開発コース」(現職教員学生対象)、「教育実践力開発コース」(現職教員学生対象)、「授業実践力開発コース」(主に学部新卒学生対象)、「ダイバーシティ教育力開発コース」(学部新卒学生および現職教員学生対象)の4コース編成とし、教育学研究科を「高度教職実践専攻」(教職大学院)に一体化して拡充する(【資料8】【資料9】)。

(5) 改組に際しての基本的な考え方

改組に際しては、先述の滋賀県の中長期的な教育施策と本学教職大学院の教育課程との対応関係をより明確にし、地域教育を支える拠点としての機能をいっそう強化する。また、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」(平成17年1月)において「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」が提言され、さらに「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成30年11月)においても、「各機関の個性や特色をより明確化し、さらに伸長」させることが提言されていることを受け、改組に際しては、本学教職大学院の強み・特色を明確に打ち出す(【資料10-1】)。

強み・特色の第1は、データサイエンス教育の導入である。データサイエンス教育の拠点大学・先進大学としての本学の強み・特色を活かし、すでに学部教育においてはデータサイエンスの教養科目を開講し、今年度からは教育データの解析のためのプログラミングなどICT活用に関する豊かな技能とその指導能力を持つとともに、子どもの学習状況や学習環境などの多様なデータを分析し、最適な指導方法を見いだすことや学習環境を構築することのできる人材を育成する「教育データサイエンティスト養成プログラム」をデータサイエンス学部との連携のもと開始している。このような学部教育をもとに、教職大学院の教育課程全体の基盤として、データサイエンス

教育を導入し、滋賀県の教育施策に応えるのみならず、地域から全国へと先進的なデータサイエンスを導入した学校教育の在り方を示し、リードしていく役割を担うことを目指す。

第2は、本学がこれまで力を入れてきた特別支援教育や外国人児童生徒への教育の領域を教職大学院に導入して、多様な教育的ニーズ（ダイバーシティ）に対応できる教員の養成である。

上述のデータサイエンス教育とダイバーシティ教育は、両者を連携させながら推進していくことにより、学校教育の改善や指導力の向上に向けて、新たな課題解決の方途を見出すことにつながる。すなわち、データサイエンスを教育の領域に導入・応用することにより、子どもの多様な教育的ニーズ（ダイバーシティ）に対応した学習の個別最適化やそのための指導方法・教材の開発につながることが可能となる。

以上のことを踏まえ、高度教職実践専攻（教職大学院）の拡充・一本化に際しては、「社会の変化や諸課題に対応しうる高度な専門性を備えた力量ある教員の養成」という創設時の基本理念を踏襲しつつ、以下の4点を基本的な改革方針に置き、発展させる（【資料10-2】）。

①データサイエンス教育の導入

将来予測が難しい社会においては、適切な情報の活用による子どもの主体的な価値創造の能力を育成するためには、教師自身がデータを読み解き活用する能力、すなわちデータサイエンスの基礎的な力を身に付けることが求められる。また、日々の教科指導や学級経営等の教育実践を経験や勘のみに頼るのではなく、エビデンスに基づいたアプローチによって振り返り、改善していくことが、これからの教師には必要である。さらにデータに基づき地域の教育政策を構築していくことは、「滋賀の教育大綱」でも基本的な考え方として重視されている。

そこで、データサイエンス教育の拠点大学としての滋賀大学の強みを活かし、データサイエンス基礎力を教職大学院全学生が共通に身につけるべき基盤的能力として教育課程に位置づける。さらに、Society5.0に対応し、ビッグデータの活用やサイバー空間も含めた多様な学習環境の創造により児童生徒の学習状況に応じた指導ができる教員、データの価値を理解し活用できる人材の育成につながる指導ができる教員の養成を特色の一つとして位置づける。

このことにより、将来、初等・中等教育において児童生徒の情報活用能力の育成や「次世代の学校」創生の観点に立った教育環境の整備などを主導していくことのできる教員の養成を目指すとともに、大学院レベルの教員養成・研修におけるデータサイエンス教育のモデル・カリキュラムの開発を目指す。

②確実な教科の指導力を備えた教員の育成

滋賀県の子どもについて、県は「基礎的・基本的な知識・技能の定着」「文章の趣旨を把握したり、表・グラフから必要な情報を取り出すこと」「根拠を明確にして自分の考えを説明すること」などに課題がみられると認識しており、「学ぶ力の向上」や「しなやかに対応できる力（応用力）の育成」「学力の伸長」を最重要課題の一つと位置づけている。本学部と県教育委員会との連携に

よる「学ぶ力向上専門委員会」（前述）における分析からも、きめ細かな指導の充実、読み解く力の育成、校内研究の活性化による組織的な授業改善などの必要性が指摘されており、この課題に対応するためには、確実に高度な教科指導力を備えた教員の養成が必須である。

このことから、新設の「授業実践力開発コース」（主に学部新卒学生対象）において、教科の専門性や高度な教材開発力・指導力等を確実に身につけた新人教員を養成する。授業実践力開発コースは主に新任教員の養成を目的とするコースであるが、他コース、特に教育実践力開発コースの現職教員学生が教科指導力、教材開発力、授業実践力の向上を目指す場合にも対応できるように、授業実践力開発コースの教科領域の選択科目はすべて他コースの学生も履修可能な科目（コース間連携科目）として設定する。

③地域の多様な教育的ニーズ（ダイバーシティ）に対応できる教員の養成

滋賀県は、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」（平成27年3月）（【資料11】）において「障害のある子とない子が可能な限り地域で共に学ぶことで『地域で共に生きていくための力』を育てる」ことを基本理念として掲げ、具体的な実施プランのロードマップに沿った取組を進めている。いじめ・不登校も滋賀県の大きな課題である。さらに、湖南市、甲賀市、長浜市、東近江市などを中心に全県に外国にルーツをもつ児童生徒が多く学んでいる（【資料12】）。

本学はこれまでから、特別支援教育や外国人児童生徒の教育を担うことのできる教員の養成に取り組み、地域との連携関係を築いてきている。この蓄積を活かし、新設の「ダイバーシティ教育力開発コース」において、障害、いじめ・不登校、外国人児童生徒、幼小連携等、多様な教育的ニーズに対応できる高度な専門性を身につけ、その専門性を活かして学校教育に貢献する教員を養成する。

④教員のキャリアステージに対応した資質・能力の育成と養成する教員像の明確化

高度専門職業人としての教職生活全体を支える観点から、学部新卒学生および現職教員学生のそれぞれのキャリアステージに応じて必要な資質・能力を育成するコース編成とし、滋賀県の「人材育成指標」（【資料7-1】【資料7-2】）との対応関係を重視する。

「授業実践力開発コース」（学部新卒学生対象）では準備ステージ（採用前段階・基礎習得期）から第Ⅰステージ（実践力形成期）に相当する教科・学級担当としての堅固な実践力を備えた新人教員の養成、「教育実践力開発コース」（現職教員学生対象）では第Ⅱステージ（成熟発展期）に相当する学校や地域における学年並びに分掌等のミドルリーダーの養成、「学校経営力開発コース」（現職教員学生対象）では第Ⅲステージ（深化・応用・円熟期）以降に相当する校務の運営、学校経営、さらには地域レベルの学校改善を牽引できるトップリーダー（地域リーダー）の養成をそれぞれ目指す。

そのため、現行では現職教員学生と学部新卒学生の両方を対象としている「教育実践力開発コース」を現職教員学生のみを対象としたコースに再編し、ミドルリーダー養成に焦点化する。また、既設の「学校経営力開発コース」（現職教員学生対象）は、現行理念を踏襲しつつ、単位学校

を超えた視野を備え、地域レベルで学校改善を牽引できる教育行政職を含めたトップリーダー（地域リーダー）養成への期待に応えうるカリキュラム改革を行う。

なお、以上のように、教員のキャリアステージに対応したコース編成とするが、一方で、教育実践力開発コース、授業実践力開発コース、ダイバーシティ教育力開発コースの修了生が、各自の今後のキャリアステージに応じて、将来、管理職や地域の教育リーダーとなっていく可能性も鑑み、共通科目に学校経営や管理運営に関わる内容を含める他、学校経営力開発コースの科目の一部を、学部新卒学生を含む他コースのすべての学生にも履修可能な科目（コース間連携科目）として設定する。

さらに、キャリアステージに応じたコース編成を生かし、滋賀県総合教育センターと協議しながら、県の管理職研修、ミドルリーダー研修との連携を図っていく。

（6）3つのポリシー

高度教職実践専攻では、学校経営力開発コースに所属し、スクールリーダー、特に地域リーダーを目指す教職経験15～20年前後の現職教員学生、教育実践力開発コースに所属し、ミドルリーダーを目指す教職経験6～15年前後の現職教員学生、授業実践力開発コース及びダイバーシティ教育力開発コースに所属し、確かな実践力を身に付けた新人教員を目指す学部新卒学生の3つのキャリアステージの学生を教育対象とする。なお、ダイバーシティ教育力開発コースでは、学部新卒学生の他、この領域の専門性を身に付けることを目指す現職教員学生も対象とする。

本専攻の3つのポリシーは次のとおりである。

〈ディプロマ・ポリシー〉

教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）では、以下の能力を身につけた学生に対して、教職修士（専門職）の学位を授与する。高度教職実践専攻では、以下の能力を修得することを修了認定の基準とする。

- ①学び・成長し続けるための自己省察力
- ②新たな学びを生み出すための学校課題解決力
- ③同僚教師、専門家、地域との協働力
- ④データサイエンス基礎力
- ⑤教職経験等に応じて高めるべき能力：学校経営企画力（学校経営力開発コース）、新しい学びの構想力（教育実践力開発コース）、科学的・俯瞰的な視点から授業をデザインする力（授業実践力開発コース）、子どもの発達を支える専門的能力（ダイバーシティ教育力開発コース）

〈カリキュラム・ポリシー〉

ディプロマ・ポリシーとして掲げた修了認定の基準を実現するために、以下の方針に従って「共通科目」及び「コース科目」のカリキュラムを編成する。

- ①現代的な諸課題をテーマに、最新の専門理論・技術と実践を往還

- ②時代が求める教育を地域に応じて展開できる理論の修得と実践
- ③地域の学校・子どもの実態、必要性に応じた実践を行うための理論・技術の修得
- ④地域の関係機関との連携による教職実践に関する充実した実習
- ⑤到達目標の達成度にもとづいた成績評価

〈アドミッション・ポリシー〉

【求める学生像】

- ①本専攻の学修に必要な基礎的能力や教育実践経験を有する人
- ②学校や地域が直面する諸課題の解決に強い意欲をもつ人
- ③教員としての基本的資質・能力を有し、実践的指導力向上への意欲をもつ人
- ④研究成果を学校や地域の教育に還元しようとする熱意をもつ人

(7) 目指す教員像・育成する資質能力

上述のディプロマ・ポリシーに基づき、本専攻が目指す教員像には、全ての学生が共通に目指すべき目標と、所属するコース及び教職のキャリアステージによって特に期待される目標とがある。

ア 共通する目標

高度教職実践専攻全ての学生に共通して期待される目標は次のとおりである。

①学び・成長し続けるための自己省察力

今日の社会の急速な進展の中で、教育者として求められる知識・技能を常に刷新し、実践的指導力のさらなる向上を図っていくために、探究力を持って継続的に研究と修養に努めていくことのできる「学び続ける教員」が求められている。本専攻では、学校・教育現場を主要な学びのフィールドとし、優れた専門性をもつ研究者教員と豊かな実務経験をもつ実務家教員の連携・協働による指導を通じて、理論と実践の融合の中で自らの実践的指導力を子どもの学びを向上させる視点で高め続けることのできる能力の育成を目指す。自己省察力はいずれのキャリアステージの学生にも共通する目標であり、教員が生涯にわたって持ち続けることが求められる究極目標である。

②新たな学びを生み出すための学校課題解決力

今日の複雑な学校課題の解決のためには、新たな学びを生み出すための授業・学級経営の課題解決力が必要である。学校課題解決力は、スクールリーダー、特に地域リーダーとしての管理職、教員集団を実践的にリードするミドルリーダー、そして新人教員の各層の教員が、各層の役割に応じて共通に身に付けることが求められる。

管理職等のスクールリーダー、特に地域リーダーはカリキュラムや学校組織のマネジメントを通じた学校課題あるいは一学校単位を超えた地域レベルの教育課題の解決力、ミドルリーダーは同僚や後輩教師の授業や学級経営をリードし、自らそのモデルを提示できる学校課題解決

力、そして新人教員は、管理職や先輩教師の経験の支えを得ながら、授業をデザインできる課題解決力が求められている。さらに、多様な教育的ニーズに対応する専門性を有する教員には、個々の児童生徒の教育的ニーズによる課題解決力が求められる。このように求められるレベルや内容はそれぞれ異なるが、学校課題解決力の育成を共通の目標とする。

③同僚教師、専門家、地域との協働力

児童・生徒のニーズの多様化や学校現場における教育課題の複雑化を受け、学校全体としての組織的対応や地域・行政とのより緊密な連携・協力、「チーム学校」の推進が喫緊の課題となっている。本専攻では、多様な実習プロジェクトとして具体的な教育課題の解決・改善に取り組む中で、他者とのコミュニケーションを通して対応策を構築する力、学校や地域の共通理解を形成する力、学校内外の関係者と協働して役割分担しながら課題解決に向かう力の育成を目指す。

管理職等のスクールリーダー、特に地域リーダーには学校を地域に開き、行政も含めより広い視野で学校をマネジメントする協働力が、ミドルリーダーには地域連携を視野に入れつつ校内の同僚や専門家を含む「チーム学校」を実践的に推進する協働力が、新人教員には、管理職や先輩教師、同僚、保護者や地域とのコミュニケーションを進めていくことのできる協働力が求められている。また、多様な教育的ニーズに対応する専門性を有する教員には、スクールカウンセラーや学校外の関連施設・機関との連携をコーディネートできる協働力が求められる。このように各キャリアステージの役割に応じて、求められるレベルや内容は異なるが、協働力はすべての教員に求められる共通目標である。

④データサイエンス基礎力

これまでの教師は経験や直感に基づいて判断や意思決定をする傾向があった。しかし、経験や直感のみでは科学的な判断とならず、「開かれた学校」としての説明責任を果たせない。また「チーム学校」のなかで、多様な背景・文化・専門性をもつ人々との議論を積み重ねていきにくい。そこで、エビデンスに基づいた視点を持ち、科学的・論理的な判断ができることは、各キャリアステージの教師において共通に求められる能力である。また、来たる Society5.0 の時代を見据え、情報（ビッグデータ、IoT）やAIの活用による学習支援のあり方を理解し、可能な範囲でそうしたツールやテクノロジーを利活用できること、またそのなかでの課題を考えることのできる力が、これからの教師には必要となる。このことから、教師としてのデータサイエンス基礎力を身に付けることはいずれのキャリアステージにおいても共通の目標である。

イ 各コースの養成する教員像と育成する資質能力

各コースにおいて養成する教員像と、そのために育成する資質能力は表1のとおりである。

表1 各コースの養成する教員像と育成する資質能力

コース	対象学生	養成する教員像	育成する資質能力
学校経営力開発コース	現職教員	学校や地域の教育課題を俯瞰的に把握し解決する課題解決力、学校の組織・カリキュラムを改革できる学校マネジメント力、地域と歩む学校づくりを推進する連携協働力を備えて、 <u>地域レベルの学校改善を牽引できるトップリーダー（地域リーダー）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・地域の教育課題に効果的に対応する教育政策立案能力等の学校経営企画力 ・学校の組織とカリキュラムを改革できる学校マネジメント力 ・改革の理念を学校内で共有し、地域に発信するコミュニケーション力 ・地域と一体となって教育力を発揮する学校づくりを推進する、危機管理能力を含む地域連携協働力
教育実践力開発コース	現職教員	広い視野で教育活動を俯瞰し、同僚と協働して、校内研修を企画し、教科指導や生徒指導を牽引できる <u>高度な教育実践力を備えたミドルリーダー</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業改善に向けた多面的評価や学校独自のカリキュラムマネジメントを行うカリキュラム開発力 ・新たな教育課題を発見・探究し、解決に向かう新しい学びの構想力 ・学校や地域との連携、同僚（とりわけ若手教員）の支援を通じて、教育力の向上に取り組むための協働力や支援力
授業実践力開発コース	主に学部卒生	学級・教科担任として十分な教育実践力、授業実践力と学級経営力、保護者や地域と連携できるコミュニケーション力、同僚教師と協働して <u>新しい学びを推進できる能力を備えた新人教員</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・学部の学修を発展させたより高度な授業実践力と授業研究力 ・教科横断的な学習における授業実践力 ・教育課題を科学的及び俯瞰的に捉え直す力 ・新しい学びを同僚教師とともに推進する協働力 ・同僚、保護者、地域と連携できるコミュニケーション力 ・学び・成長し続けるための自己省察力
ダイバーシティ教育力開発コース	学部卒生 現職教員	発達上の課題や障害、心身疾患・問題、いじめ、不登校、虐待、外国人児童生徒など、多様な教育的ニーズを抱える子どもの <u>育ちを広い視野から的確に捉えて、発達を支える専門性を備えた教員</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校園における特別支援教育、インクルーシブ教育の推進力 ・教員、保護者、学校内外の他職種専門家、専門機関との連携を推進し、チーム学校支援に貢献できるコーディネート力 ・多様な教育的ニーズとその背景要因を多面的に見取り、支援方針を立て、個別の指導計画や教育支援計画等を編成できる力 ・心理検査に関する深い知識と理解をベースにしたアセスメント力

①学校経営力開発コース

学校経営力開発コースでは、単位学校はもちろん地域レベル（中学校区や自治体等の圏域）も含む学校改善を牽引できるトップリーダー（地域リーダー）の養成を目指し、学校や地域レベルの教育政策立案能力、学校経営企画力、学校マネジメント力、改革の理念を学校内で共有し、地域に発信するコミュニケーション力、地域連携協働力を育成する。本コースで育成しようとする資質能力は、滋賀県の「人材育成指標」において管理職に求められている「学校教育の原動力」「学校経営の推進力」「関係機関との連携力」の3つの資質能力と連動している。とりわけ滋賀県では、市町等地域レベルでの課題解決が期待される教育課題が多いことから、教職大学院拡充・一本化に際して、学校経営力開発コースにおいては、地域の教育課題を一学校の単位を超えて俯瞰的に把握し解決する課題解決力や、地域と歩む学校づくりを推進する連携協働力の育成に、より力を注ぎ、重点を置く。

②教育実践力開発コース

現行では、現職教員学生と学部新卒学生の双方を対象とし、コースの中で到達目標を分けている。現職教員学生と学部新卒学生が同じコースで学ぶことには、メンターとメンティーの関係が

生まれ、演習や実習においてメンタリングの機能が活用できるメリットと、教職経験が極端に異なる集団に対する指導内容の設定の難しさと、理解できる内容や水準が異なることによる学修意欲の低下などのデメリットが考えられるが、現行では、デメリットに対しては個別指導等で軽減し、できる限りメリットを活かす方向での指導体制を築いてきた。しかし、拡充・一本化により学部新卒学生の割合が増えることにより、メリットを活かす現行の指導体制（学部新卒学生と現職教員学生が1対1または2対1でペアやグループをつくり、メンタリング機能を活用した演習や実習を行うこと等）を維持することは難しいと考えられる。そこで、拡充後は、教育実践力開発コースはミドルリーダーを目指す現職教員学生のみを対象とし、コースとして養成する教員像と育成する資質能力をより明確にし、到達目標を焦点化することとした。教育実践力開発コースで育成する資質能力は、授業改善やカリキュラムマネジメントを行うカリキュラム開発力、新しい学びの構想力、学校や地域との連携、若手教員を主とした同僚の支援を通じて教育力の向上に取り組む協働力・支援力である。これらは滋賀県の「人材育成指標」において、キャリアステージの第Ⅱから第Ⅲステージにおける「学年・分掌等を見据えた実践」や「学校全体を見据えた実践」につながり、その中で求められている「若手教員育成のためのOJT活動への積極的取組」や「同僚との協働」「校内研修による学校全体の授業改善の推進」などの指標と連動している。

③授業実践力開発コース

新設の授業実践力開発コースは学部新卒学生を対象とし、確実な授業実践力、教科指導力、学級経営力を備え、新しい学びを推進できる新人教員の育成を目指す。そのためにこのコースで育成する資質能力は、学部の学修を発展させ、科学的・俯瞰的な視点から授業をデザインする力、同僚や保護者等との協働力やコミュニケーション力等である。これらの資質能力は、滋賀県の「人材育成指標」の準備ステージ（採用前段階）を超えた第Ⅰステージにおける「学級・教科担当等を中心にした実践」につながり、その中で求められている「教材研究力」「学習形態の工夫や適切な指導方法」「児童生徒理解」「同僚とのコミュニケーション」「保護者との連携」等と連動している。

④ダイバーシティ教育力開発コース

新設のダイバーシティ教育力開発コースでは、多様な教育的ニーズを抱える子どもの育ちを広い視野からの確に捉え、発達を支える専門性を備えた教員の養成を目指し、特別支援教育・インクルーシブ教育の推進力、関係者・関係機関と連携しながら学校を支援できるコーディネート力、多様な教育的ニーズに応じた個別の指導計画や教育支援計画等の編成力、心理検査の知識と理解をベースとしたアセスメント力を育成する。本コースで育成しようとする資質能力は、滋賀県が策定している「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」（平成28年3月）において具体的に取り組むべき事項として示されている「発達段階に応じた指導の充実」「教員の指導力や専門性の向上」「教育における連携（役割分担）の推進」等に直結する。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒等（日本国籍の児童生徒を含む）が滋賀県において近年再び増加しており、今後

さらに増加が見込まれることから、「学校におけるきめ細かな支援の充実」と「関係機関等との連携による教育機会の確保と共生」の必要性が示されていること（令和元年度第2回滋賀県総合教育会議資料）（【資料12】）とも連動している。

2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

（1）研究科、専攻の名称

名称：滋賀大学大学院教育学研究科

高度教職実践専攻（Advanced Professional Development for Teachers）

（2）学位の名称

名称：教職修士（専門職）（Master of Education）

理由：学位規則第五条の二（文部省令第九号）の規定による

今回の改組では実践型教員養成機能への質的転換を掲げ専門職学位課程（教職大学院）の拡充を図って、高度な実践的指導力を備えた教員を育成する。既設の修士課程のディプロマ・ポリシーには「4. それぞれの専門領域に応じた専門知識と科学的俯瞰力」とあったが今回の改組においては、教育の専門的知識・理論と実践に焦点化していることから英語名称について「**Master of Education**」とする。さらに、現代においては「滋賀の教育大綱」でも述べられているように社会情勢の大きな変化、その1つとしてのグローバル化の進展は避けられない。そこで、教職修士（専門職）の学位の英語名称に関しても、国際的に通用する名称として、アメリカやドイツなどにおいて教職の専門職学位として用いられている「**Master of Education**」を採用することとした。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

（1）教育課程編成の考え方と基本方針

高度教職実践専攻では、学校教育にかかわる各種の課題に対応できる高度な実践的問題解決能力を持った教員の育成を目指す。学校教育にかかわる諸課題の解決は、単なる知識の累積や実践の積み重ねによる経験的な実践知だけでは十分な対応が困難である。これからの教員には、学校現場が直面する多様な課題や現状を、児童生徒を含む静的・動的な視点からの的確に分析・把握し、その理解の基に具体的な対応策を構築し、関係者が協力して実践・評価するとともに、再考察できる資質能力が必要であると考えます。

以上の考えに基づき、前項で示した全学生に共通する4つの目標（①学び・成長し続けるための自己省察力、②新たな学びを生み出すための学校課題解決力、③同僚教師、専門家、地域との協働力、④データサイエンス基礎力）に対応する能力と、教職のキャリアステージ等に応じて各時期に固有に高めるべき能力の育成を目指していく。そのために、前述のカリキュラム・ポリシーに従って「共通科目」及び「コース科目」のカリキュラムを編成する。

(2) 教育課程の編成と特色

ア 教育課程の編成と単位数

本専攻は、優れた教員あるいはスクールリーダーとしての多面的で多様な力量の形成に対応したカリキュラムの編成を重視しており、共通科目においてベースとなる総合的な力量を形成するとともに、コース科目において、学校経営、学校改善、地域協働、授業開発、教材開発、教育臨床実践、ダイバーシティ教育実践等、4つのそれぞれのコースの目指す力量形成につながる科目群を設けている。その上で、コースを跨いで履修できるコース間連携科目を設定し、自らの教育実践課題に応じて他コースの開講科目を受講できるようにする。さらに、学生が身につけた能力を、教員に必要な資質能力として有機的に統合・形成させるため、各コースにおいて5～6タイプの実習科目を配置して実施する。

現行においては、共通科目 22 単位、実習科目 10 単位、コース科目 16 単位の計 48 単位を修了要件としている。拡充後は、各コースの養成する教員像をより明確化するために、共通科目を 18 単位の絞り、コース科目を 18 単位の増やす。これに実習科目 10 単位を合わせ、修了要件総単位を 46 単位とする。(表 2 参照)

表 2 修了要件単位

現 行		⇒	改組後	
共通科目	22 単位		共通科目	18 単位
実習科目	10 単位		実習科目	10 単位
コース科目	16 単位		コース科目	18 単位
修了要件単位	48 単位		修了要件単位	46 単位

イ 共通科目の編成と特色

共通科目は表 3 に示すように現行の 22 単位を 18 単位の絞るが、共通 5 領域がバランスよく履修できるように配置する。現行の「生徒指導の理論と実践」と「教育相談の理論と実践」を「生徒指導・教育相談の理論と実践」に統合する。「インクルーシブ教育の理論と実践」は概念を拡げて、「ダイバーシティ教育の理論と実践」とし、多様性の教育理論や外国人児童生徒の教育も含んだ内容とする。さらに、新設科目として、学校教員として身に付けたいデータサイエンスの基礎的能力の修得を目指す科目「学校教育におけるデータサイエンス」を新設する。

表3 共通科目（現行と改組後）

現行			改組後		
領域	授業科目	単位数	領域	授業科目	単位数
教育課程の編成及び実施に関する領域	教育課程編成の理論と実践	2 必	教育課程の編成及び実施に関する領域	教育課程編成の理論と実践	2 必
	授業実践の探究と教育課程	2 必		授業実践の探究と教育課程	2 必
教科等の実践的な指導方法に関する領域	確かな学力を伸ばす指導と評価	2 必	教科等の実践的な指導方法に関する領域	確かな学力を伸ばす指導と評価	2 必
	メディア活用実践研究	2 必		メディア活用実践研究	1 必
	滋賀の教育課題と指導方法	2 必		滋賀の教育課題と指導方法	1 必
生徒指導及び教育相談に関する領域	生徒指導の理論と実践	2 必	生徒指導及び教育相談に関する領域	生徒指導・教育相談の理論と実践	2 必
	教育相談の理論と実践	2 必		ダイバーシティ教育の理論と実践	2 必
	インクルーシブ教育の理論と実践	2 必	学級経営及び学校経営に関する領域	学びの基盤となる学級経営の探究	1 必
学級経営及び学校経営に関する領域	学びの基盤となる学級経営の探究	2 必	学級経営及び学校経営に関する領域	学校経営の理論と実践	1 必
	学校経営の理論と実践	2 必		学校教育と教員の在り方に関する領域	現代社会の課題と教員役割
学校教育と教員の在り方に関する領域	現代社会の課題と教員役割	2 必	学校教育と教員の在り方に関する領域	学校教育におけるデータサイエンス	2 必
修了に必要な単位数		22		修了に必要な単位数	

・ 下線は統合科目および新設科目

ウ データサイエンス基礎力を基盤とした教育課程編成

本学の教職大学院では、各コースにおけるさまざまな科目によってもデータサイエンス基礎力を向上させ、それを特色のひとつとする。については、1年次春学期開講の「学校教育におけるデータサイエンス」を共通科目（必修）とするだけでなく、そこでの柱A～Dとして示す4つの単元に基づいてそれぞれ1つから3つの連携ポイント（下記a1～d1までの各事項）を表4のとおり設定し、各コース科目との接点を設けた。（【資料13】・【資料14】参照）

4つの柱とコース科目連携のポイント	コース科目における連携のあり方例	関連する科目の例
柱A.エビデンスベースト思考演習		学校組織マネジメント研究（学校経営力） メンタリングと校内研修（教育実践力） 初等〇〇科教育の理論と実践、他（授業実践力） 子どもの発達と支援（ダイバーシティ）
a1.エビデンスへの意識向上	講義内容や演習に常にエビデンスを提示	
a2.批判的思考の励行	PDCAサイクルによる実習の省察 グループ討議でも批判的視点を強調	
柱B.学校教育データ分析実践演習		教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ（各コース） 教育方法の開発と実践研究（教育実践力） 子どもの心の臨床心理学的理解と支援（ダイバーシティ）
b1.白書や政府統計の利用	学力調査や学校財務資料を教材に	
b2.データを扱う経験	課題研究や授業でデータ分析を利用	
b3.情報モラルの意識化	守秘性の高い情報への注意を喚起	
柱C.ICTツール利用の理論と実践		授業実践の探究と教育課程（共通科目） 教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ（各コース） プログラミング教育の実践と教材開発（授業実践力）
c1.ICTツールの利用	教えるツールとして親しませる 子のニーズに合うツールの検討	
c2.ICT利用の効果と課題の検討	効果的な利用、与え方を考える 使うことの弊害や短所も知る	
c3.ICT1人1台時代の教え方の検討	個々と全体の効果向上の方策を検討	
柱D.Society 5.0時代の学習支援		教育政策・教育行政の理論と実践（学校経営力） 初等〇〇科教育の理論と実践（授業実践力） 心理的アセスメントと子ども支援（ダイバーシティ）
d1.子ども個々に合った学習の検討	普遍的な知を個別事例的な実践へつなぐ アセスメントともリンクさせて	

これらの接点のそれぞれにおいて、各コース科目はデータサイエンスの基礎知識や事例を折に触れて参照し、意識化させ、活用し、相乗的にデータサイエンス基礎力を高めることをめざしている。以下、各コースにおける連携のポイントを具体的な科目との対応例と併せて示す。

1) 柱A「エビデンスベースト思考演習」と関わって

ここでは、「a1.エビデンスへの意識向上」、「a2.批判的思考の励行」について連携を図る。例えば学校経営力開発コースの「学校組織マネジメント研究」では、学校評価などのエビデンスを重視した学校改善について学び、教育実践力開発コースの「メンタリングと校内研修」では、効果的なメンタリングのために若手教員の学級経営や学習指導の現状、改善の取り組み過程と結果をデータによって可視化し、批判的に検討する。授業実践力開発コースの各教科の「初等〇〇科教育の理論と実践」では、データや授業プロトコルをとりながら学習指導のあり方を検討する。その他の授業実践力開発コースの各教科領域に関わる科目においても、エビデンスに基づく教材研究、教材開発を意識した指導を行う。ダイバーシティ教育力開発コースの「子どもの発達と支援」では、子どもの心身の発達とその神経構造の研究成果を解説する際に、エビデンスの存在を意識させ、グループワークとして多彩な発達特性に応じた適切な支援の在り方を批判的に議論させる。

2) 柱B「学校教育データ分析実践演習」と関わって

ここでは、「b1.白書や政府統計の利用」、「b2.データを扱う経験」、「b3.情報モラルの意識化」について連携を図る。学校経営力開発コースで言えば「教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ」において学校経営改善プランを作成する過程では、「学校教育におけるデータサイエンス」の学習内容を利用しつつ、関連する他の学校組織調査手法・統計的手法（データ収集・分析方法）を学習・活用する。教育実践力開発コースにおいては、例えば「教育方法の開発と実践研究」においてさまざまな白書や統計データに基づいて問題を焦点化・具体化していく。授業実践力開発コースにおいては、「教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ」において様々な学力調査等のデータやその分析結果を利用する局面があり、併せて情報モラルにも注意を喚起する。ダイバーシティ教育力開発コースでは「子どもの心の臨床心理学的理解と支援」において、いじめや自殺などの各種白書や研究等によるデータを利用させるが、同時に心理的問題に関する個人情報や、アンケートから得られる守秘性の高い情報の扱いにも敏感になるようはたらきかける。

3) 柱C「ICT ツール利用の理論と実践」と関わって

ここでは、「c1.ICT ツール利用の活用」、「c2.ICT 利用の効用と課題の検討」、「c3.ICT 1人1台時代の教え方の検討」について連携を図る。学校経営力開発コースの「教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ」では課題分析や改善方策立案の際に積極的に ICT ツールを活用し、連携協力校や管理機関である教育委員会との課題意識の共有を促進する。教育実践力開発コースにおいては、共通科目「授業実践の探究と教育課程」のなかではあるが、授業実践の事例検討をすすめるにあたり、「学校教育におけるデータサイエンス」との関連を意識させつつ、ICT を活用している事例を数回取

り上げる。授業実践力開発コースでは「プログラミング教育の実践と教材開発」において、タブレットやPCを用いたグラフィックス・プログラミングやサウンド・プログラミングなど、幅広い題材や機材を用いたプログラミングについて学び、同時にそれらの利用上の課題についても検討する。ダイバーシティ教育力開発コースにおいては、読み書きに困難を抱える児童生徒の学習を支える教具の1つとしてICTツールの利用を積極的に取り上げ、その個人や学級全体の学習の効果が向上するような使い方や授業の展開の仕方を検討させる。

4) 柱D「Society 5.0時代の学習支援」と関わって

ここでは「d1.子ども個々に合った学習の検討」の一点のみであるが、連携を図っていく。ここと関連させた授業内容を展開できるコースはすべてではないが、学校経営力開発コースでは、「教育政策・教育行政の理論と実践」のなかでSociety5.0時代を展望した教育行政の課題を検討する。授業実践力開発コースにおいては「初等〇〇科教育の理論と実践」の各教科において、ICTを利用しつつ学び合いを大切にしながら個に応じた指導のあり方を探求させる。ダイバーシティ教育力開発コースの「心理的アセスメントと子ども支援」では、様々な心理的アセスメントの検査結果を通して示される個々の発達段階や認知特性に合わせた教育方法について考えさせる。

エ コース科目の編成と特色

①学校経営力開発コース科目（【資料15-1】）

本コースは、管理職等のスクールリーダー、地域レベルの学校改善を牽引できるトップリーダーの養成を目的とし、県からの派遣を主とした現職教員学生が配属される。

情報化・グローバル化・少子高齢化の社会変化が加速的に進展するなかで、現在の学校は、短中期的に解決すべき諸課題に直面している。予測困難な社会を生き抜く資質・能力育成への学びを保障する授業・教育課程の組織的実現が望まれると同時に、いじめ防止や学校安全・危機管理等を通じた安心できる学校教育環境の創出、これらを家庭・地域と相補的に取り組む「地域とともにある学校」の実現などが求められており、以上を、業務適正化を含む持続発展の枠組みで推進していく学校づくりが求められている。

このような状況にあって、今後の学校管理職には、従来の全国的規制を前提とした学校管理に留まらず、適切な内外環境分析や将来展望に基づく共有ビジョンの構築、校内教職員や地域社会・諸関係機関との協働的な課題解決の推進といった、高度なマネジメント能力が求められる。さらには、現在の学校課題の複雑化を鑑みれば、学校管理職としてのキャリアにおいて、単位学校の視野に留まらず、中学校区等での複数校が（教育行政と協働して）地域的課題を解決する視野での指導能力を備えたリーダーの計画的育成も求められている。

本コースでは、現場経験が豊かな現職教員を対象に、以上に述べた地域レベルの学校改善の推進力となる学校管理職（トップリーダー）に求められる力量、すなわち地域教育課題の課題解決力、学校マネジメント力、地域連携協働力を育成する教育課程（科目）を編成している。

求められる学校づくりやその職務遂行上学校管理職に必要な知識・スキルをもとに、滋賀

県の「人材育成指標」（管理職）との整合性も確保して、「学校組織マネジメント研究」「学校経営と教育リーダーシップ」「教職員の職能開発システムに関する実践的研究」「教育政策・教育行政の理論と実践」「学校と地域の連携協働に関する実践的研究」などのコース科目 12 科目（必修 16 単位、選択必修 2 単位）を設定している。

実習科目としては、「経営課題解決基本実習Ⅰ・Ⅱ」「経営課題解決発展実習」「地域協働実習」「教育行政実習」の 5 科目（10 単位）を必修科目とし、加えて選択科目として各コース共通の「海外連携校実習Ⅰ・Ⅱ」（各 1 単位）を設定している。

学校管理職として必要な力量を効果的に育成するため、また修了後のネットワークづくりを意図して、科目の大半を必修（同期入学生が同時履修）とする準コーホートの履修方式を導入する。科目の履修時期は、学校経営・リーダーシップの視点涵養→単位学校を越える課題解決の視野獲得を円滑に進められるよう、「教育実践課題解決研究」を核としたコース別科目及び実習科目を配置することに意を用いている。授業科目の実施では、少人数コーホートの特性を生かし、個別・集団演習、事例研究、ディスカッション、プレゼンテーションの実践的で双方向的な授業形態を、研究者・実務家教員が協働して企画・実施するとともに、個別のフィードバックの充実に努める。授業担当教員の設定においては、この点に配慮している。

これらの学びをもとに、各自の実践研究テーマを設定し、理論と実践を往還させながら、「教育実践課題解決研究（経営）」の学修につなぐ。

②教育実践力開発コース科目（【資料 15－2】）

本コースは学校や地域におけるミドルリーダー教員の養成を目的とし、県からの派遣を主とした現職教員学生が配属される。期待される目標は、授業研究や教育課程編成をリードできる能力と教員集団をまとめて協働しながら学校課題に取り組める能力を養うことである。

そのためのコース科目として、「教育方法の開発と実践研究」「メンタリングと校内研修」「学校教育のアクションリサーチ」「社会的・職業的自立を支援する進路指導とキャリア教育」など 8 科目（必修 12 単位）が設定されている。これらの科目は、「教育課程編成の理論と実践」「授業実践の探究と教育課程」「確かな学力を伸ばす指導と評価」「メディア活用実践研究」「生徒指導・教育相談の理論と実践」などの共通科目と強く関連しており、互いの科目で修得した知識や技能を活用して理解を深めることを重要視している。

また、新しい学びの構想力や学校・地域との連携力を高めるためには、教科の専門性と実践的指導力、および特別支援教育等の教育ニーズの多様化（ダイバーシティ）に対応できる専門性と実践的指導力を身に付ける必要がある。そこで、学校経営力開発コースや授業実践力開発コース及びダイバーシティ教育力開発コースとの間に、コース間連携科目（選択必修 6 単位）を設け、ミドルリーダーとしての総合的な力を養うことを目的としている。

実習科目としては、「実践課題解決基本実習Ⅰ・Ⅱ」「実践課題解決発展実習」「研修開発実習」の 4 科目（8 単位）を必修科目とし、「教育委員会実習」（2 単位）「海外連携校実習Ⅰ・Ⅱ」（各 1 単位）の 3 科目（うち 2 単位以上を履修）を選択必修科目として設定している。

これらのコース科目での学びと実習科目での学びを統括して理論と実践を往還する意識を持たせ、「教育実践課題解決研究（教育実践）」の学修につなぐ。

③授業実践力開発コース科目（【資料 15－3】）

本コースは教科・学級担当としての堅固な実践力を備えた新人教員の養成を目的とし、学部新卒学生が配属される。そこで、本コースでは、育成する資質・能力として示した各教科の高度な「授業実践力」「授業研究力」、その基盤になる「学級経営力」の育成を目指して教育課程を編成する。

そのために、まずコース必修科目として、新人教師の適応・成長過程に焦点化する「教師のキャリア発達と教育実践」、各教科指導において必要とされるプログラミング教育の実践的指導力や教材開発力を育成する「プログラミング教育の実践と教材開発」の2つの科目を置く。その上で、教科教育に関わる27のコース選択科目を用意し、その中から5科目（10単位）以上を履修させる。このことによって、受講生それぞれが自らの授業実践研究のテーマにつながる専門科目を選択できるようにする。教員に求められるコミュニケーション能力や協働力を育成するために、どの科目も授業内容を工夫するだけでなく、発表・作業・討議などを取り入れて授業方法もアクティブなものにする。

コース選択科目の中に、教科横断的科目である「初等言語教育の理論と実践」「初等理数教育の理論と実践」「初等芸術教育の理論と実践」などを置くことによって児童・生徒の学びを科学的及び俯瞰的に捉え直す機会を用意するとともに、幼稚園や小学校の教員を目指す学生を念頭に、これらの科目を含む6つの初等教育科目を置く。さらに、他コースの科目を受講できるようにコース間連携科目を置き、教科教育だけでなく多様な教職科目やダイバーシティ教育科目を幅広く選択・受講できるようにしている。

実習科目としては、「実践入門実習」「授業実践基本実習Ⅰ～Ⅲ」「授業実践発展実習」の5科目（7単位）を必修科目とし、「学校支援実習Ⅰ～Ⅵ」（各1単位）と「海外連携校実習Ⅰ・Ⅱ」（各1単位）の8科目（うち3単位以上を履修）を選択必修科目として設定している。

これらのコース科目での学びをもとに、最終的に各自の実践研究テーマを設定し、実習科目での学びを活かして理論と実践を往還させながら、「教育実践課題解決研究（授業実践）」の学修につなぐ。

④ダイバーシティ教育力開発コース科目（【資料 15－4】）

ダイバーシティ教育力開発コースでは、多様な教育的ニーズを抱える子どもの育ちを広い視野からの確に捉え、発達を支える専門性を備えた教員を育成する教育課程を編成する。

そのために、コース必修科目として、子どもの多様な教育的ニーズや子どもの特性・特徴に関する理論と教育方法を探究する「スペシャルニーズ教育の理論と実践」、そうした子どもの理解や評価と支援について学ぶ「子どもの心の臨床心理学的理解と支援」「心理的アセスメントと子ども支援」の3科目（6単位）を置く。その上で、コース選択科目として、特別支援教育、幼児教育、

教育的ニーズの多様性への理解と対応に関わる 14 科目を置く。いずれの科目においても、多様な教育的ニーズを抱える子どもの支援においては、学校・保護者・地域等の連携は必要不可欠であるため、マクロ的、ミクロ的な観点から、総合的な教育・支援方策を編成できる力量を高めることを目指す。加えて、他コースにおける科目をコース間連携科目として設定し、教職や教科指導に関わる多様な科目を幅広く選択・履修可能とする。

実習科目としては、「ダイバーシティ教育基本実習」「特別支援実習」「フィールドワーク実習」「心理アセスメント実習」「ダイバーシティ教育発展実習」の 5 科目（10 単位）を必修とし、理論と実践の往還が展開するように教育課程を構造化させている。さらに「海外連携校実習Ⅰ・Ⅱ」（各 1 単位）を選択科目として置いている。

なお、本コースでは、幼稚園教諭又は特別支援教諭の専修免許状の取得に必要な科目を置くことにより、修了後の職業選択を見据えたカリキュラム編成となっている。

これらのコース科目での学びをもとに、最終的に各自の実践研究テーマを設定し、実習科目での学びを活かして理論と実践を往還させながら、「教育実践課題解決研究（ダイバーシティ）」の学修につなぐ。なお、「教育実践課題解決研究（ダイバーシティ）」は A と B との 2 つに分かれており、「教育実践課題解決研究 AⅠ～Ⅳ（ダイバーシティ）」は幼児教育を主体とし、「教育実践課題解決研究 BⅠ～Ⅳ（ダイバーシティ）」は特別支援教育を主体とする。

4. 教員組織の編成の考え方及び特色

「3. 教育課程の編成の考え方及び特色」において述べたように、本学教職大学院の教育課程では、実習科目での学びを活かしながら、実践的で双方向的な授業を研究者教員と実務家教員が協働して企画・実施することを重視している。さらに、新たに開設する授業実践力開発コースでは、教科教育教員、教科専門教員、教職教育教員の協働、ダイバーシティ教育力開発コースでは、教育臨床、発達心理、特別支援教育、幼児教育の研究者教員と実務家教員との協働により、実習科目等とも関連づけながら、教育課程全体として理論と実践を往還・融合させ高度な学修へとつなぐ。このような教育課程を効果的に遂行するために、以下のように教員組織を編成する。

ア 特定の教科の扱いを踏まえた必置専任教員数（研究者教員、実務家教員、みなし実務家教員）の考え方

今回の改組により、「共通科目及び実習科目以外の科目」、すなわち「コース科目」及び「コース間連携科目」を 18 単位以上履修することを修了要件としている。

教科等領域を扱っていると見做す判断の目安「共通科目及び実習科目以外の科目の過半数を特定の教科領域の科目として選択できる」（平成 27 年 1 月 14 日事務連絡）に照らすと、ダイバーシティ教育力開発コースにおいて、特別支援教育及び幼児教育はそれぞれ特定の領域として扱うことになる。

授業実践力開発コースにおいては、「特定の教科領域科目として選択できる」科目を、共通科目及び実習科目を除いたコースの修了要件科目数 11 科目（18 単位）の過半数の 6 科目以上設定し

ている教科はないので、特定の教科領域としては置いていないことになる。

以上を教職大学院の専任教員数の基準（文部科学省告示 161 号及び告示についての通知）に当てはめると、計 15 名が必要専任教員数となり、そのうち、6 名以上（端数切上げ）を実務家教員とする必要がある。

研究指導教員：(学校教育 5 + 特別支援 1 + 幼児教育 1)×1.5=10名（端数切捨て）

研究指導補助教員：(学校教育 5 + 特別支援 1 + 幼児教育 1)×2/3= 5 名

今回の設置計画では、専任教員 28 名（研究者教員 19 名、実務家教員 9 名）を配置することとしており、基準を満たしている。実務家教員は現行では 6 名を配置しており、このうち 3 名が滋賀県教育委員会との人事交流による専任教員（1 名）とみなし専任教員（2 名）、2 名が滋賀県・市の退職教員である。改組後は、これらの実務家教員に加え、附属学校副校園長 4 名を実務家のみなし専任教員として雇用する。新設の授業実践力開発コース及びダイバーシティ教育力開発コースの実習科目を中心に、附属学校園を学生の実践的教育研究のフィールドとしてこれまで以上に活用する計画であり、附属学校副校園長が実務家教員として、研究者教員と協働しながら、実習科目及びその関連科目の指導に当たる体制とする。

さらに、研究者教員として、退職前教員等を除く滋賀大学教育学部教員ほぼ全員の 53 名が兼任教員として授業科目を担当し、教育内容を充実させる。

イ 実務家教員に求める研究能力と資質について

実務家教員の配置については、本学教職大学院開設時に、滋賀大学教育学部と滋賀県教育委員会との間で覚書により次の内容が確認され、人事交流による実務家教員の配置については上述のとおり、滋賀県教育委員会と滋賀大学との間で協定（【資料 16】）が結ばれている。

- ・人事交流による実務家教員は、小学校、中学校、高等学校または特別支援学校のそれぞれの学校の実務経験を有し、学校現場における共同研究を推進し組織する優れた実践経験を有するとともに、教育行政・教員研修・管理職としての経験を重ねている者を県教育委員会の協力を得て配置する。
- ・人事交流による実務家教員のうち、2 名はみなし教員として 1 週間のうち 2～3 日を教職大学院で指導にあたる。いずれも、県教育委員会主査、市町教育委員会学校教育所管課副参事又はそれに準ずる職の経験を有する者で教頭級である。また、もう 1 名は交流人事により専任教員として本学で採用する。県教育委員会指導主事、市町教育委員会学校教育所管課指導主事、それに準ずる職又は経験を有し教頭昇任該当の者である。
- ・人事交流による専任教員及びみなし教員の年齢は概ね 45～50 歳、期間は 3 年程度である。交流人事の期間を終えた者は、教頭、校長又は県・市町教育委員会において幹部職員等として処遇されることとなる。

上記の人事交流による3名の実務家教員（専任教員1名、みなし教員2名）の他に、小学校、中学校、高等学校及び県・市町教育委員会を退職した元校長等から県教育委員会との協議の下に2名を実務家教員として採用する。さらに、新たに附属学校園副校長4名（校長級）を実務家のみなし教員として配置する。

実務家教員については、上記いずれの場合も「滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻の実務家教員選考に関する規程」（【資料17-1】）及び「同規程の取扱いに関する申合せ」（【資料17-2】）に基づき選考を行い、学校現場等で概ね20年以上の実務経験を有し、担当授業に関する知識と経験豊富な教員を配置する。

ウ 研究者教員に求める実務経験の内容、実績について

研究者教員については、「滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻研究者教員の資格基準」に基づき、教育実践につながる研究業績を研究指導教員の場合3編以上、研究指導補助教員の場合1編以上有し、加えて学校現場での指導等の活動実績、教員研修・講習会での講師経験等を有する者を専任教員として配置する。さらに、学部教育との一体化を目指し、教育学部教員ほぼ全員が兼任教員（授業担当教員）として授業科目を担当するが、兼任教員についても、教育実践につながる研究業績並びに現職教員研修・講習、教育実習等の指導経験の実績を専任教員に準じて有することを担当の資格基準としている（【資料18】）。

エ 既設学部等の教員を転籍させる場合の当該学部等の教育研究水準の維持・向上方策

改組後の教職大学院では、学部教育と教職大学院との一体化を図る観点から、教育学部及び教職大学院の両方の専任教員として学生の教育・指導を担当するダブルカウントを研究者教員において導入し、教職大学院の管理運営や科目担当を中心となって担う専任教員と、教職大学院以外の学部等の科目担当や運営に関わる度合いが比較的大きいダブルカウント専任教員を区分する。教職大学院の管理運営や科目担当を中心となって担う専任教員は別紙様式第3号（その2の1）「教員の氏名等」の専任等区分欄に「専」として示し、ダブルカウントの専任教員は「専他」として示している。このことにより、教職大学院の明確な責任体制を構築する。ただし、いずれの場合も、教員に過度な負担がかからないように、また教職大学院や学部の教育の質の低下を招かないように、全体の担当科目数の限度について留意している。

オ 教職大学院の専任教員が教職大学院設置後に担当する学内の学部等科目

教職大学院の専任教員（「専」および「専他」）が担当する学内の学部・専攻科の科目一覧は、別添のとおりである（【資料19】）。

カ 専任教員の年齢構成について

完成年度の令和5年3月31日時点における専任教員の年齢構成は、40歳代8名（29%）、50歳代9名（32%）、60歳代11名（39%）である。

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 入学から修了までの教育

ア 標準修了年限、履修科目の登録上限、修了要件、既修得単位の認定、成績評価等

1) 標準修了年限

本専攻においては、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教諭のいずれかの教育職員免許状を1つ以上取得している者の入学を前提とし、標準修了年限を2年とする。県派遣の現職教員学生に対しては、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用する。また、附属学校園から内地研修員として派遣される現職教員学生も14条特例を適用し、附属学校園の教員としての身分を保有したまま修学できるようにする。加えて、「長期履修学生制度」(修業年限3年または4年)の利用も可能とする。

2) 修了要件と履修科目の登録上限

修了要件は、共通科目18単位、実習科目10単位以上、コース科目18単位以上(コース間連携科目含む)の計46単位以上修得した者とする。共通科目18単位は全科目が全コース共通の必修科目である。科目の登録については、1学期25単位を上限とする。

3) 既修得単位の認定方法

院生が本専攻に入学する以前に大学院で履修した単位は、本専攻で開講している科目に相当するものであるかどうかを審査した上で、10単位を上限として各科目区分の単位として認定することができる。例えば、現職教員などが、科目等履修制度その他のプログラムによって本専攻の科目をあらかじめ履修した場合も含まれるものとする。

4) 成績評価

本専攻の授業科目の成績評価は、複数の観点からおこなうものとする。評価の基準となる要素(授業中の参加発言、活動の記録、中間レポート、期末試験など)とその配点については、シラバスであらかじめ明示する。各科目は、原則、複数の専任教員によって担当するため、複数の評価者による総合的な判断がなされることとなる。

成績は、秀(90点以上)、優(80点~89点)、良(70点~79点)、可(60点~69点)及び不可(60点未満)で表示し、60点以上を合格とする。

成績の評語と評点区分、評価基準のガイドラインは表5のとおりである。

表5 成績の評語と評点区分、評価基準のガイドライン

評語	評点区分	評価基準
秀	90点以上	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている。
優	80点～89点	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている。
良	70点～79点	到達目標を達成し、良好な成績を修めている。
可	60点～69点	到達目標を達成している。
不可	60点未満	到達目標を達成していない。

イ 学修の修了を総合的・最終的に確認するための方策等

課題研究科目（「教育実践課題解決研究」）における実践課題研究の成果報告が修士論文に代わる修了レポートとして課され、修得したすべての科目の成績と、各自のテーマに関わる実践課題研究報告書及びそのプレゼンテーションの評価によって学修の修了を総合的・最終的に確認する。

ウ 実践的な教育を行うための授業の工夫

授業の方法としては、従来の講義スタイルを超える形を採る。各科目のテーマと方法につながるように、院生の学習動機や研究の問題意識を強く触発するところから始め、事例研究、グループ討議、模擬授業、フィールドワーク、ワークショップ、反転授業などを適宜組み合わせることにより、能動的で協働的な学びの場を設定する。

具体的には、①課題解決型の授業構成、②理論知と実践知を往還する学習サイクル、③フィールドワークによる課題の発見から実践研究の課題化・探究へのプロセス、④討論・協議の場の効果的な設定による院生同士の課題の共有化と深化、を重視する。そのために、共通科目やコースの必修科目においては専任の教員と実務家教員、選択科目においては教科教育教員と教科専門教員、専門領域の異なる教員等、複数の教員が連携・協働して担当することを原則とし、多角的・教科横断的な視野から課題解決的に授業を構成する。

エ 現職教員学生と学部新卒学生との合同授業における工夫

現職教員学生を対象とするコース（学校経営力開発コース、教育実践力開発コース）と学部新卒学生を主な対象とするコース（授業実践力開発コース、ダイバーシティ教育力開発コース）に分けることにより、各コースの養成する教員像と到達目標をより明確に焦点化するが、共通科目やコース間連携科目においては、ロールプレイングや討論の場等を工夫して、キャリアステージの異なる現職教員学生及び学部新卒学生が互いの経験を踏まえた役割を意識しながら学び合うことのメリットを活かす。また、共通科目においては、必要に応じて、部分的に現職教員学生と学部新卒学生を分けて指導する場面を設ける。

オ 長期履修制度

職業を有している等の事情のために標準の修業年限（2年）で修了することが困難な学生を対象とする。事情に応じて一定の期間（3年または4年）にわたり計画的に教育課程を履修し修了

することにより学位を取得することができる。長期履修学生として申請し認められた場合の授業料は、2年間（標準修業年限）分の授業料総額を、認められた一定の修業年限で除した額とすることにより、授業料の年額の負担を軽減することができることとする。

長期履修学生による修業年限別年額授業料

修業年限2年（標準） 1年目：535,800円 2年目：535,800円

修業年限3年 1年目：357,200円 2年目：357,200円 3年目：357,200円

修業年限4年 1年目：267,900円 2年目：267,900円 3年目：267,900円 4年目：267,900円

カ 各コースにおける修了要件と履修指導

各コースの春学期（前期）・秋学期（後期）の授業時間割表は【資料20-1】のとおりである。現職教員学生が2年次に発展的な実習科目及び教育実践課題解決研究を履修できるようにしている。また、学部新卒学生の場合は、2年次に共通科目の一部、コース科目の一部、発展的な実習科目、教育実践課題解決研究を科目間の系統性にもとづいて履修させる。

履修指導にあたっては、共通科目の5領域の構成、共通科目とコース科目との関係性、実習科目とコース科目との関係性、年次や前後期による科目間の系統性について説明する。また、現職教員学生と学部新卒学生の教職経験の相違や個々の履修状況に応じた指導を行う。

各コースの履修モデル（【資料20-2】）。

各コースの修了要件は次のとおりである。

<学校経営力開発コース>

〔実習科目〕

「経営課題解決基本実習Ⅰ・Ⅱ」「経営課題解決発展実習」「地域協働実習」「教育行政実習」の5科目を必修科目として履修し、修了要件の10単位とする。加えて選択科目として各コース共通の「海外連携校実習Ⅰ・Ⅱ」（各1単位）を設け、修了要件を超えて履修可能な科目とする。

〔コース科目〕

「学校組織マネジメント研究」「学校経営と教育リーダーシップ」「教職員の職能開発システムに関する実践的研究」「カリキュラムマネジメントと校内研修」「教育政策・教育行政の理論と実践」「学校安全・学校危機管理に関する実践的研究」（各2単位）の6科目（計12単位）及び「教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ（経営）」（計4単位）をコース必修科目とする。「学校と地域の連携協働に関する実践的研究◎」「教育法規の理論と実践◎」（各2単位）については、この2科目から1科目（2単位）を選択必修とする。以上のコース必修科目及びコース選択必修科目を合わせて計18単位以上を履修する。加えて、教育実践力開発コース、授業実践力開発コース、ダイバーシティ教育力開発コースの各コース科目のうち、他コースの学生も履修可能な科目として設定されている科目（コース間連携科目）を修了要件を超えて履修可能な科目とする。

なお、「◎」のついた科目は、他コースの学生も履修可能な科目である。

<教育実践力開発コース>

〔実習科目〕

「実践課題解決基本実習Ⅰ・Ⅱ」「実践課題解決発展実習」「研修開発実習」の4科目（8単位）を必修科目として履修する。加えて、「教育委員会実習」（2単位）「海外連携校実習Ⅰ・Ⅱ」（各1単位）の3科目から2単位以上を選択必修として履修し、計10単位以上を履修する。

〔コース科目〕

「教育方法の開発と実践研究◎」「メンタリングと校内研修◎」「学校教育のアクションリサーチ」「社会的・職業的自立を支援する進路指導とキャリア教育」（各2単位）の4科目（8単位）及び「教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ（教育実践）」（計4単位）をコース必修科目とする。さらに、学校経営力開発コース、授業実践力開発コース、ダイバーシティ教育力開発コースの各コース科目のうち、他コースの学生も履修可能な科目として設定されている科目（コース間連携科目）の中から、選択必修として6単位以上を履修し、コース必修科目と合わせて18単位以上を履修する。

なお、「◎」のついた科目は、他コースの学生も履修可能な科目である。

<授業実践力開発コース>

〔実習科目〕

「実践入門実習」「授業実践基本実習Ⅰ～Ⅲ」「授業実践発展実習」の5科目（7単位）を必修科目として履修し、加えて選択科目として設定している「学校支援実習Ⅰ～Ⅵ」（各1単位）「海外連携校実習Ⅰ・Ⅱ」（各1単位）の中から3単位以上を選択必修として履修し、計10単位以上を履修する。

〔コース科目〕

「教師のキャリア発達と教育実践」「プログラミング教育の実践と教材開発」の2科目（4単位）及び「教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ（授業実践）」（計4単位）をコース必修科目とする。「初等言語教育の理論と実践◎」「初等社会科教育の理論と実践◎」「初等理数教育の理論と実践◎」「初等体育科教育の理論と実践◎」「初等生活科・家庭科教育の理論と実践◎」「初等芸術教育の理論と実践◎」の6科目（12単位）、国語、英語、社会科、理科、算数/数学、保健体育、生活科・家庭、技術、美術、音楽の各教科に関わる教材開発研究等21科目（42単位）（いずれも◎）の計27科目（54単位）から5科目（10単位）以上を選択必修科目として履修する。以上のコース必修科目及びコース選択必修科目を合わせて計18単位以上を履修する。加えて、学校経営力開発コース、教育実践力開発コース、ダイバーシティ教育力開発コースの各コース科目のうち、他コースの学生も履修可能な科目として設定されている科目（コース間連携科目）を修了要件を超えて履修可能な科目とする。

なお、「◎」のついた科目は、他コースの学生も履修可能な科目である。

<ダイバーシティ教育力開発コース>

〔実習科目〕

「ダイバーシティ教育基本実習」「特別支援実習」「フィールドワーク実習」「心理アセスメント実習」「ダイバーシティ教育発展実習」の5科目（10単位）を必修科目として履修し、修了要件の10単位とする。加えて選択科目として「海外連携校実習Ⅰ・Ⅱ」（各1単位）を設け、修了要件を超えて履修可能な科目とする。

〔コース科目〕

「スペシャルニーズ教育の理論と実践◎」「子どもの心の臨床心理学的理解と支援◎」「心理的アセスメントと子ども支援」の3科目（6単位）及び「教育実践課題解決研究 AI～IV（ダイバーシティ）」（計4単位：幼児教育を主体）又は「教育実践課題解決研究 BI～IV（ダイバーシティ）」（計4単位：特別支援教育を主体）のいずれかをコース必修科目とする。加えて、「外国人児童生徒教育の理論と実践」「特別支援教育の臨床的探究◎」「幼年教育の理論と実践◎」「教育・保育の方法と省察◎」「特別支援教育授業研究」「障害児の発達診断・発達相談演習」「多様な教育的ニーズの理解と協働的な対応」「障害児の心理と学校教育」「障害児の心理と子ども支援」「特別支援教育の教育方法学的探究」「特別支援教育の現代的実践と課題」「障害児の病理と教育支援」「障害児の病理と健康支援」「子どもの発達と支援」のコース科目計14科目（28単位）、及び学校経営力開発コース、教育実践力開発コース、授業実践力開発コースの各コース科目のうち他コースの学生も履修可能な科目として設定されている科目（コース間連携科目）の中から選択必修として8単位以上を履修し、コース必修科目と合わせて計18単位以上を履修する。

なお、「◎」のついた科目は、他コースの学生も履修可能な科目である。

（2）研究の倫理審査体制

滋賀大学研究倫理委員会が設置され、「国立大学法人滋賀大学研究倫理委員会規程」及び「滋賀大学研究倫理委員会規程に基づく審査について（申し合わせ）」により、厳格な審査を行っている（【資料21】）。

6. 教育課程連携協議会について

教職大学院の教育研究、及び組織運営の方針や点検・評価、運営における連携協力等を目的として、平成30年4月に滋賀大学教職大学院運営連絡会を設置し、科目運営や実習の在り方等についての意見交換や協議を行う場として実質的に機能させてきた。このことを受け、平成31年4月より、教育課程の編成及び実施、改善に向けての協議を行う教育課程連携協議会の機能を、滋賀大学教職大学院運営連絡会の目的として明確に位置づけた（【資料3】）。

7. 施設・設備等の整備計画

（1）校地、運動場の整備計画

教育学研究科の校地は、本学の天津キャンパスである。天津キャンパスは教育学部と教育学研

究科が設置され、附属図書館教育学部分館、保健管理センター分室、情報基盤センター（大津）事務室以外にも学生が自ら創造する拠点としてグループ学習室や就職資料室、自習室などを備えた創造学習センターも整備している。

また、グラウンド、体育館、武道場、プール等が整備されている。

（２）校舎等施設の整備計画

本専攻の施設は、以下のとおり、教育学部研究棟（３階建）の３階及び一部２階に、集中的に配置している。

表６ 教職大学院講義室等の配置（現行）

用途	部屋名	面積等	収容可能人員
演習室	教職大学院ICT室	41 m ² ×1室	24人
演習室	教職大学院演習室	63 m ² ×1室	30人
演習室	教育実践演習室	63 m ² ×1室	34人
学習室	カンファレンス室	18 m ² ×2室	10人
学習室	教職大学院準備室	21 m ² ×1室	5人
院生室	院生控室	21 m ² ×6室	30人
研究室	教員研究室	18 m ² ×13室 36 m ² ×1室	

各演習室、院生室には、以下の機器等を備え付けている。

【教職大学院ICT室】

- ・電動式スクリーン ・天吊液晶プロジェクター（パソコン接続可）
- ・教材提示装置（A3、ライト付き） ・BD ・電子黒板（固定）PC付
- ・レーザープリンター ・主電源パネル ・機器制御パネル・ラック
- ・アンプ、スピーカー

【教職大学院演習室】

- ・電子黒板（可動式）PC付 ・教材提示装置（A3、ライト付）

【教育実践演習室】（教育学部学生と共通使用）

- ・電動式スクリーン ・天吊液晶プロジェクター（パソコン接続可）
- ・教材提示装置（A4、ライト付き） ・VHS・DVD（市販DVDのみ可）

【教職大学院準備室】

- ・タブレット端末25台 ・ノート型PC（WIN） ・デスクトップPC（MAC）
- ・ウェアラブルカメラ ・テレビ ・BD

【院生控室】

- ・ノートパソコン ・インクジェットプリンタ

改組により4コースとなり、学生数、教員数とも増えることから、院生室、演習室等のスペースを拡充・整備する。また、共通科目等、履修学生の多い科目については、教育学部講義棟の教室を教育学部と共同使用する。教育学部・教育学研究科の機能強化のための施設整備に関わる概算要求が採択され、令和元年度補正予算により講義棟の改修を令和2年度中に完成させる予定となっており、可動式の机、椅子を入れたグループワーク等に適した講義室や開放的なアクティブラーニング・エリアが整備されるので、教職大学院の教育研究においても有効に使用できる予定である。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

附属図書館教育学部分館では、約26万冊の図書、逐次刊行物約7,000タイトル、電子ジャーナル・電子ブック約15,000タイトルを所蔵しており、学生の学習・研究に提供している。教育学部の教員・学生向けに特化した図書館であることから、特に教科教育・障害児教育・幼児教育・環境教育・学校心理等の教育学関連資料が充実している。教職大学院の設置に合わせて図書の購入を行い、その後も継続して本専攻向け図書の充実を進めている。

授業期間中は平日8:45-21:00(土曜9:00-17:00)、休業期間中は平日8:45-17:00で開館し、利用者サービスを提供している。閲覧席は約160席、学生用端末も12台設置し、協同学習用のスペースも1室用意している。

学生選定プログラムを実施しており、広報や実施方法を工夫して、学習に必要な図書を学生自らが選びやすい環境を整えている。また、他大学からの文献取り寄せ費用補助を実施しており、学生は論文コピーを無料で取寄せることができるので(図書の取寄せは片道無料)、経済的な負担を軽減して学習・研究に打ち込めるようにしている。

さらに、卒論・修論執筆のタイミングに合わせた論文集め相談会等も実施し、学生への学習支援サービスにも力を入れている。

以上のことから、本専攻の院生も、充実した図書館サービスを受けることができる。また、本学では、毎年度授業料収入の1%を学生用図書の整備に充てており、本専攻向けの学習資料も充実させていく予定である。

8. 基礎となる学部との関係

(1) 学部の教育組織と教育課程

本学教職大学院の基礎となる教育学部は、平成27年度に学校教育教員養成課程一課程の学部へと改組し、現在の入学定員は230名である。初等教育コース、中等教育コース、障害児教育コースの3コースに分かれ、初等教育コースには現在、教育文化専攻、教育心理実践専攻、国際理解教育専攻、環境教育専攻、幼児教育専攻、初等理科専攻、初等英語専攻、初等教科専攻の8専攻が置かれ、中等教育コースは教科による10専攻が置かれている。

教職大学院の改組により開設する授業実践力開発コースは、教科教育領域を導入し、主に学部新卒学生を対象とするコースであり、各科目の教材開発や指導法に関する科目のほか、総合的で

教科横断的な視点を取り込む。したがって、領域としては、学部初等教育コースの教育文化専攻、環境教育専攻、初等理科専攻、初等英語専攻、初等教科専攻、及び中等教育コース各専攻からのつながりが大きい。一方、ダイバーシティ教育力開発コースは、多様な教育的ニーズに対応できる専門性をもつ教員を養成するための、学部新卒学生と現職教員学生を対象とするコースであり、領域としては、学部初等教育コースの教育心理実践専攻、国際理解教育専攻、幼児教育専攻、及び障害児教育コースからのつながりが大きい。

教職大学院の専任教員は負担過剰にならない範囲で、領域的なつながりのある学部科目を担当し、一方、学部の専任教員の多くが教職大学院の同領域の科目を兼任教員として担当することにより、学部教育と教職大学院との教育課程の連続性と一体化を担保する。

(2) 教育学研究科の改革

教育学研究科は、平成 29 年度に、高度教職実践専攻（教職大学院）を開設するとともに、学校教育専攻、教科教育専攻、障害児教育専攻の 3 専攻（修士課程）を学校教育専攻 1 専攻へと改組した。学校教育専攻（修士課程）は第 3 期中期目標計画期間中に教職大学院へと統合・一本化することを計画し、その準備期間として実践型のカリキュラムへと移行してきた。この計画に従って、令和 3 年度に学校教育専攻（修士課程）を廃止し、高度教職実践専攻（教職大学院）1 専攻 4 コースへと改組する。

(3) 特別支援教育専攻科

現行の特別支援教育専攻科は、特別支援学校教諭一種免許状を取得できるコースと専修免許状を取得できるコースの 2 コースを置いている。高度教職実践専攻（教職大学院）の拡充に際し、専修免許状を同専攻において取得できるようにすることに伴い、令和 3 年度以降は、特別支援教育専攻科には特別支援学校教諭一種免許状を取得できるコースのみを置くこととする。

9. 入学者選抜の概要

(1) 入学者受入れの方針（AP）

〈アドミッション・ポリシー〉

本専攻の目指す人材像は、次のとおりである。

現職教員学生は、本専攻修了後、教頭や指導主事、研究主任や教務主任など、学校改革の中核として働くことが期待され、将来は管理職や単位学校を超えた地域教育のリーダーとなることを目指す。また、多様な教育ニーズに対応できる専門性を備え、課題解決に向けて学校・地域を牽引できる教員になることを目指す。

学部新卒学生は、修了後、確実な授業実践力、教科指導力、学級経営力、多様な教育ニーズへの対応力を身につけて教員となる。就職後は、広い視野に立って教育活動を俯瞰し、同僚と協働しながら、学校改革や授業改善を牽引できる教員となるべく自己研鑽に務めることを目指す。

そのために、以下の資質と意欲をもった学生の入学を求める。

【求める学生像】（再掲）

- ①本専攻の学修に必要な基礎的能力や教育実践経験を有する人
- ②学校や地域が直面する諸課題の解決に強い意欲をもつ人
- ③教員としての基本的資質・能力を有し、実践的指導力向上への意欲をもつ人
- ④研究成果を学校や地域の教育に還元しようとする熱意をもつ人

（２）入学定員

高度教職実践専攻（計 35 名）

学校経営力開発コース（概ね 5 名）

教育実践力開発コース（概ね 7 名）

授業実践力開発コース（概ね 15 名）

ダイバーシティ教育力開発コース（概ね 8 名）

（３）出願資格

大学院入学資格を有し、以下のいずれかに該当する者。

【学校経営力開発コース】

①派遣現職教員

教育職員免許状を有し、学校及び教育関係機関に 10 年以上在籍する現職教員等で所属長の承認を得、滋賀県教育委員会から推薦された者。

②現職教員

教育職員免許状を有し、学校及び教育関係機関に 10 年以上在籍している現職教員等で所属長の承認を得た者。

【教育実践力開発コース】

①派遣現職教員

教育職員免許状を有し、学校及び教育関係機関に 5 年以上在籍している現職教員等で所属長の承認を得、滋賀県教育委員会から推薦された者。

②現職教員

教育職員免許状を有し、学校及び教育関係機関に 5 年以上在籍している現職教員等で所属長の承認を得た者。

【授業実践力開発コース】

四年制大学を卒業もしくは 3 月末日までに卒業見込みの者、またはそれに相当する課程を修了した者で、教育職員免許状を取得もしくは 3 月末日までに取得見込みの者。

【ダイバーシティ教育力開発コース】

四年制大学を卒業もしくは 3 月末日までに卒業見込みの者、またはそれに相当する課程を修了した者で、教育職員免許状を取得もしくは 3 月末日までに取得見込みの者。

(4) 選抜方法と学力検査の内容

入学者の選抜は、学力検査の成績、出願書類を総合して行う。

表7 学力検査科目と配点

専攻	コース	学力検査科目		合計
		論述試験	口述試験*	
高度教職実践専攻	学校経営力開発コース	—	200	200
	教育実践力開発コース	—	200	200
	授業実践力開発コース	100	100	200
	ダイバーシティ教育力開発コース	100	100	200

*口述試験：・学校経営力開発コースと教育実践力開発コースは、教育研究計画書および教育研究に関する調書をもとに実施する。

・授業実践力開発コースとダイバーシティ教育力開発コースは、教育研究計画書をもとに実施する。

(5) 実施時期

9月初旬

授業実践力開発コース

ダイバーシティ教育力開発コース

10月中旬

学校経営力開発コース

教育実践力開発コース

授業実践力開発コース

ダイバーシティ教育力開発コース

*定員を満たさない場合は、2月に入試を実施する。

(初年度については、10月中旬に実施し、定員を満たさない場合は2月に実施する。ただし、設置審査の状況により変更となる可能性がある。)

10. 取得できる免許状・資格

小学校・中学校・高等学校教諭専修免許状、特別支援学校（知・肢・病）教諭専修免許状、幼稚園教諭専修免許状を取得できるようにする。また、ダイバーシティ教育力開発コースにおいて、学校心理士の受験資格を取得可能とする。

11. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

滋賀県から派遣されて本専攻に入学する現職教員、及び本学の附属学校内地研修制度を利用して本専攻に入学する本学部附属学校園教員には、大学院設置基準第14条特例を適用する。

滋賀県から本専攻に派遣される現職教員は学校経営力開発コース5名、教育実践力開発コース7名が予定されている。これらの派遣現職教員は、所属長の承認を得、滋賀県教育委員会から推薦された者である。

また、附属学校内地研修員制度による本専攻への現職教員派遣を毎年1名予定しており、いずれのコースにも入学可能とする。

これらの者に対し、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例及び同設置基準第15条（大学設置基準第25条等準用）に定める授業の方法の趣旨に基づき、現職教員等が大学院教育を受ける機会を広げるため、教育方法の特例を実施する。

ア 修業年限

標準修業年限は2年とするが、2年次においては、勤務校で勤務をしつつ指導を受ける。

イ 履修指導及び研究指導の方法

本専攻の授業方法に従って、入学前及び入学後のオリエンテーションで履修の指導を行う。

ウ 授業の実施方法

1年次の授業は、平日昼間及び集中講義によって実施する。2年次は勤務しながら学ぶことになるため、「教育実践課題解決研究Ⅲ・Ⅳ」（各1単位）については、原則、指導を受けやすい「土曜日開講」とし、さらに可能な限り学生の事情に配慮した方法で指導を行う。

エ 教員の負担の程度

「4. 教員組織の編成の考え方及び特色」において説明。

オ 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

附属図書館教育学部分館について、授業期間中は平日 8:45～21:00、土曜日 9:00～17:00、休業期間中は平日 8:45～17:00 で開館し、学生等の学習研究活動に柔軟に対応している。大学院生用の大学院 PC 室は、パソコン・プリンターが備え付けてあり、24 時間利用することが可能である。また、学内 LAN は有効に利用できる状況にある。本専攻の学生に関する事務については、教育学部、専攻科の学生と同様に学生センターにおいて対応を行う。

カ 入学者選抜の概要

「9. 入学者選抜の概要」において説明。

12. 管理運営

(1) 管理運営組織

教育学研究科には、高度教職実践専攻の専任教員（特任教員、みなし教員を含まない）を構成員とする教育学研究科（教職大学院）委員会を置く。委員長は研究科長とする。教育学研究科（教職大学院）委員会の審議事項は、教育課程の編成に関する事項、学生の入学・課程の修了及び学位の授与に関する事項、実務家教員の採用・選考に関する事項、その他教育研究及び運営に関する重要事項とする。修了判定、その他、必要に応じ、特任教員、みなし教員、兼任教員も出席する。

教育学研究科（教職大学院）委員会には、教務部会、実習部会、学生支援部会、入試・広報部

会、FD 部会を置く。各部会には必要に応じ、特任教員、みなし教員も委員として参加する。

また、教育学研究科には、各コースの教育課程の遂行等、教務・実習等に関わる連絡調整を行うコース会議を設ける。

教育学研究科委員会の下に教育学研究科（教職大学院）企画・運営委員会を設置し、教育学研究科（教職大学院）の企画・運営を行う。委員長は研究科長とする。構成員は、各コース長及び各コースから選出された委員各1名（実務家教員含む）、各部会から選出された委員（実務家教員含む）とする。各コースから選出された委員は、部会からの選出委員を兼ねることができる。なお、実務家教員を必ず2名以上は委員として含めることとする。

（2）事務組織

教育学部事務部が、教務関係、企画運営関係にそれぞれ教職大学院の担当職員を配置し、教育学部と併せて対応する。

13. 自己点検・評価

（1）自己点検・評価の体制

大学における内部質保証システムに則って、教育学研究科においても、計画→実行→点検→改善のサイクルを循環させる体制を整備している。

（2）自己点検・評価の方法

ア 授業評価・改善アンケート

本専攻の運営を担う専攻会議に置かれた FD 部会が、全科目について「学生による授業評価」を実施するとともに、その結果を分析し、授業担当教員にフィードバックする。それを受けて教員は、改善について検討し、実施する。教員が次年度の授業においてどのような改善を行うつもりであるかについては、FD 部会が教員アンケートを実施して確認する。

イ 授業参観・授業公開、FD 授業研修会

FD 部会が主体となり、毎年6月と12月（時期は変更の可能性あり）に、教育学研究科教員・学生と、滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会及び連携地域教育委員会で組織される「滋賀大学教職大学院運営連絡会」関係者に対して、本専攻の原則全ての科目を公開し、授業参観を実施する。参観者には、感想シートへの記入を求める。FD 部会はその結果を集計し、授業担当教員にフィードバックして改善を促す。教員が次年度の授業においてどのような改善を行うつもりであるかについては、授業評価同様に、FD 部会が教員アンケートを実施して確認する。

また、教職大学院の教員が大学院生に行う授業を事例として、年3回の授業研修会を実施する。3回については主に研究者教員が行う授業、主に実務家教員が行う授業、そして、研究者教員と実務家教員が協働して行う授業などを取り上げることにより、研究者教員と実務家教員の協働をより確かなものにし、教職大学院のカリキュラムを充実させていく。

なお、日程や時間割の関係で実際に授業参観を行えない教員もいることが予想されるため、授

業のビデオを撮影し、共同の演習科目及び会議等の後に、その振り返りの研修会の時間を設ける。授業研修会は大学院生の参加も促し、協働的に進めていく。

さらに、他大学の FD 研修会や評価報告会に参加し、研究者教員と実務家教員の協働の在り方についての視野を広げる。

(3) 自己点検・評価の公表

ア 自己点検・評価報告会

本学では、「国立大学法人滋賀大学目標計画・評価委員会」を設置し、同委員会は、各部局が当該年度の自己点検・評価を踏まえて今後に向けた方針について説明する「滋賀大学自己点検・評価報告会」を毎年 12 月末に実施している。出席者は、教職員、学生、同窓生及び経営協議会外部委員で、これらの者からの意見を今後の大学改革に反映させることを目的として行っている。滋賀県教育委員会及び連携地域教育委員会にも参加を求め、FD 活動に対する意見交換の場としている。

さらに本専攻修了生に対しては、県並びに連携協力地域と組織する「滋賀大学教職大学院運営連絡会」において、教育成果に関する意見交換を行うこととしている。

イ 評価の観点と公表

本専攻の学生に期待される資質・能力の達成状況について不断に検証を続けていくに当たり、特に以下の 3 つの観点に照らして評価を実施する。

- ① 授業内容・方法（時代や地域のニーズに即したものであるか）
- ② 各実習の評価並びに修了報告書等の成果
- ③ 修了生の進路状況（教員就職率を含む）

また、FD 活動の成果は、毎年度全学として作成する「滋賀大学自己点検・評価報告書」、「滋賀大学 FD 事業報告書」、並びに滋賀大学 FD 情報誌「su-L」等においてすべて公表する。

14. 認証評価

(1) 大学機関別認証評価

本学では、平成 21 年度、及び平成 27 年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受け、大学評価基準を満たしていると評価され、さらに令和 3 年度に同認証評価を受ける準備を進めている。

(2) 教職大学院認証評価

教職大学院については令和 2 年度（開設 4 年目）に一般財団法人教員養成評価機構による認証評価を受けることを予定して、以下のとおり準備を進めている。

平成 31 年 4 月	認証評価準備 WG の設置・自己評価書作成に係る検討開始
令和元年 10 月	一般財団法人教員養成評価機構へ認証評価実施を申請
令和元年 12 月	同機構による説明会に参加
令和 2 年 4 月	同機構からの決定通知の受理
令和 2 年 6 月	同機構へ自己評価書を提出
令和 2 年 10～11 月	同機構による訪問調査
令和 3 年 3 月	評価結果の受理

15. 情報の公表

本専攻の活動は、本学ホームページ (<https://www.shiga-u.ac.jp/>) からリンクされた「教育情報の公表 (https://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/public-education/)」のページと「大学紹介 > 刊行物・グッズ > 滋賀大学概要 (https://www.shiga-u.ac.jp/information/publish/info_publish-profile/)」のページ内で公開される。

また、滋賀大学教育学部のウェブサイト (<https://www.edu.shiga-u.ac.jp/>) には、教職大学院の専用ホームページ (<https://www.edu.shiga-u.ac.jp/kyoshoku/>) のページがあり、教職大学院の概要、教育課程、入試情報、地域連携、学生生活、教員紹介の各情報を公開している。

さらに、教育実践課題解決研究Ⅲ・Ⅳにおいて実践課題に取り組んだ成果の報告である教育実践課題研究報告書の概要を滋賀大学大学院教育学研究科紀要に掲載する。また、附属図書館が運営している滋賀大学学術情報リポジトリのウェブページ (<https://shiga-u.repo.nii.ac.jp/>) にも、同様の成果を保存・蓄積し、インターネットを通じて、学内外に公開する。加えて、毎年 8 月第一土曜日に開催するオープンキャンパスにおいて、本専攻への入学希望者を対象とした説明会を開催する。加えて、同様の説明会を、年に 2～3 回の頻度で、滋賀大学大津サテライトプラザにて開催する。

① 大学の教育研究上の目的に関すること

「教育情報の公表 > 大学法人の概要」

「教育情報の公表 > 大津キャンパス > 大学院教育学研究科」

② 教育研究上の基本組織に関すること

「教育情報の公表 > 大津キャンパス > 大学院教育学研究科」

③ 教員組織及び教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

「教育情報の公表 > 大津キャンパス > 教員組織」

④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

「教育情報の公表 > 大津キャンパス > 大学院教育学研究科」

「教育情報の公表 > 大津キャンパス > 就職情報」

⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること

「教育情報の公表＞大津キャンパス＞大学院教育学研究科」

- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

「教育情報の公表＞大津キャンパス＞大学院教育学研究科」

- ⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

「教育情報の公表＞大津キャンパス＞キャンパス紹介」

「教育情報の公表＞大津キャンパス＞学生生活・学修支援」

- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

「教育情報の公表＞大津キャンパス＞キャンパス紹介」

- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康などに係る支援に関すること

「教育情報の公表＞大津キャンパス＞就職情報」

「教育情報の公表＞大津キャンパス＞学生生活・学修支援」

- ⑩ 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

「教育情報の公表＞大津キャンパス＞大学院教育学研究科」

以上の本学ホームページ上での情報の公表の他に、毎年度、教職大学院の各コースの目標、目指す人材像、教育課程の概要、実習科目の概要、年間の学修イメージ、在学生・修了生の声、修了生の教育実践課題解決研究報告書題目一覧、教員一覧等を掲載した案内パンフレットを作成している。

16. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 授業評価・改善アンケート（再掲）

本専攻の運営を担う専攻会議に置かれた FD 部会が、全科目について「学生による授業評価」を実施するとともに、その結果を分析し、授業担当教員にフィードバックする。それを受けて教員は、改善について検討し、実施する。教員が次年度の授業においてどのような改善を行うつもりであるかについては、FD 部会が教員アンケートを実施して確認する。

(2) 授業参観・公開・FD 授業研修会（一部再掲）

FD 部会が主体となり、毎年6月と12月（時期は変更の可能性あり）に、教育学研究科教員・学生と、滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会及び連携地域教育委員会で組織される「滋賀大学教職大学院運営連絡会」関係者に対して、本専攻の原則全ての科目を公開し、授業参観を実施する。参観者には、感想シートへの記入を求める。FD 部会はその結果を集計し、授業担当教員にフィードバックして改善を促す。教員が次年度の授業においてどのような改善を行うつもりであるかについては、授業評価同様に、FD 部会が教員アンケートを実施して確認する。

また、教職大学院の教員が大学院生に行う授業を事例として、年3回の授業研修会を実施する。3回については主に研究者教員が行う授業、主に実務家教員が行う授業、そして、研究者教員と実務家教員が協働して行う授業などを取り上げることにより、研究者教員と実務家教員の協働をよ

り確かなものにし、教職大学院のカリキュラムを充実させていく。

なお、日程や時間割の関係で実際に授業参観を行えない教員もいることが予想されるため、授業のビデオを撮影し、共同の演習科目及び会議等の後に、その振り返りの研修会の時間を設ける。授業研修会は大学院生の参加も促し、協働的に進めていく。これにより3年に1度は、すべての専任教員が授業研修会での授業提案を行うことができる。

研究者教員においては、附属学校園や公立学校等をフィールドとした教育実践研究や学校教員との共同研究を継続して実施することにより、学校現場における教育活動（実践）と教育学や教科教育学及び教科内容学（理論）とを融合していくこと、一方、実務家教員においては、豊富な実践経験を理論と往還させながら省察し実践的研究として発展させていくことを、こうしたFD研修等を通して目指している。

さらに、他大学のFD研修会や評価報告会に参加し、研究者教員と実務家教員の協働の在り方についての視野を広げる。

（3）教員個人評価

「国立大学法人滋賀大学の教員個人評価に関する規程実施細則」の規定に基づき毎年実施される教員自身による自己点検・評価を用いて、本専攻担当教員も、その教育活動、研究活動並びに社会貢献を自己評価し、資質の維持と向上のための振り返りを行う。これらを通じて、各コースの教育目標の達成度、問題点や課題の洗い出し、次年度の改善策の検討等を自己点検・評価する。

（4）組織体制

本専攻において恒常的に自己点検・評価活動を実施し、それを通じて教員の資質の維持・向上を図るために、本専攻の運営を担う専攻会議内にFD部会を置く。FD部会は、授業評価アンケート及び授業改善アンケートの実施・分析、授業参観・公開の企画・運営、並びに専攻会議に対して組織評価システムの見直し提言を行う。また、県並びに連携協力地域と組織する「教職大学院運営連絡会」にもFD部会を置き、この構成員が自己点検・評価報告会や授業参観に参加し、外部評価を実施する。

17. 連携協力校等との連携

（1）「滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議」（【資料2】）

平成27年度に設置した「滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議」（以下、「連携推進会議」）及び連携推進会議の下に設置した「滋賀大学教職大学院に関する連携推進専門委員会」において、教職大学院の運営に係る連携推進、教職大学院の教育研究、その他重要事項について協議してきた。「連携推進会議」並びに「滋賀大学教職大学院に関する連携推進専門委員会」は年3回開催し、それ以外に「連携推進会議」の下に置かれた4つの教育課題別専門委員会（「学ぶ力向上専門委員会」「英語教育専門委員会」「インクルーシブ専門委員会」「いじめ不登校専門委員会」及び教員育成指標と人材育成について専門的に協議する「人材育成専門委員会」）の

それぞれにおいて、地域の教育課題や人材育成についての協議を継続している。

今回の教職大学院の拡充・一本化については、平成 30 年度から「連携推進会議」及び「教職大学院に関する連携推進専門委員会」を中心の場として、県教育委員会との協議を開始し、平成 31（令和元）年度には、拡充にあたっての基本方針とともに、新設するコースを中心に、各コースの理念、養成する教員像や育成する資質能力と県の人材育成指標との関連、教育課程、実習の方法などについて、複数回にわたる協議を行った。

（２）県内 6 市教育委員会との連携協定・覚書（【資料 22】）

本学教育学部は平成 17 年度に栗東市教育委員会と、平成 20 年度に守山市教育委員会と、平成 22 年度に草津市教育委員会との間で、地域教育の発展を目指して連携・協力するための包括的な協力協定を締結している。さらに平成 27 年度には、大津市・近江八幡市・彦根市の各教育委員会と本学部との間で新たに連携協定を締結すると同時に、従前から協定を結んできた草津市・栗東市・守山市の各教育委員会と各市の教育についての連携について改めて覚書を交わした。この協定及び覚書は、双方の密接な連携の下、各市の学校教育等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実と人材の育成に寄与することを目的に、次の事項について連携協力することを定めている。

- ①地域の教育の向上に関すること。
- ②学校教育の諸問題への対応に関すること。
- ③教員の人材育成に関すること。
- ④教職大学院にかかる実習及び学校ボランティアに関すること。
- ⑤その他、双方が必要と認める事項。

（３）連携地域及び連携協力校の選定と現職教員学生の派遣計画

滋賀大学教育学部との連携協定を締結した 6 市（大津市、草津市、栗東市、守山市、近江八幡市、彦根市）の連携地域から、連携協力校が選定される。連携協力校は固定ではなく、連携地域の意向により派遣される現職教員学生が在籍する学校を連携協力校とする。また、連携地域 6 市以外からも、連携協力校として現職教員学生を派遣できるようにし、全県から派遣現職教員学生が入学する体制としている。これらの連携協力校には、派遣現職教員学生だけでなく、学部新卒学生を含めて実習科目への協力を得る。平成 29 年度～令和 2 年度の連携協力校は以下のとおりである。

【連携地域における連携協力校】

大津市	大津市立瀬田北小学校、大津市立田上小学校、大津市立膳所小学校、 大津市立瀬田北中学校、大津市立打出中学校、大津市立日吉中学校 大津市立石山幼稚園
草津市	草津市立草津小学校、草津市立草津第二小学校、草津市立南笠東小学校、

草津市立高穂中学校
栗東市 栗東市立葉山小学校、栗東市立大宝東小学校、栗東市立栗東中学校
守山市 守山市立物部小学校、守山市立吉身小学校、守山市立河西小学校、
守山市立明富中学校
近江八幡市 近江八幡市立武佐小学校、近江八幡市立八幡中学校、
近江八幡市立八幡西中学校、近江八幡市立安土中学校
彦根市 彦根市立城南小学校、彦根市立佐和山小学校、彦根市立稲枝北小学校、
彦根市立彦根中学校

【連携地域以外の連携協力校】

長浜市立長浜南小学校、長浜市立長浜北小学校、長浜市立西中学校
東近江市立御園小学校、東近江市立八日市南小学校、東近江市立能登川中学校
豊郷町立豊郷小学校、豊郷町立豊日中学校
湖南市立石部小学校
甲賀市立大野小学校、甲賀市立希望ヶ丘小学校、甲賀市立水口小学校、
甲賀市立信楽中学校
野洲市立中主中学校
高島市立高島小学校、高島市立安曇川中学校
日野町立西大路小学校
愛荘町立秦荘西小学校
甲良町立甲良西小学校

【滋賀県立の連携協力校】

滋賀県立石山高等学校

（４）滋賀大学教職大学院運営連絡会（教育課程連携協議会）（再掲）

教職大学院の教育研究、及び組織運営の方針や点検・評価、運営における連携協力等を目的として、平成 30 年 4 月に滋賀大学教職大学院運営連絡会を設置し、科目運営や実習の在り方等についての意見交換や協議を行う場として実質的に機能させてきた。このことを受け、平成 31 年 4 月より、教育課程の編成及び実施、改善に向けての協議を行う教育課程連携協議会の機能を、滋賀大学教職大学院運営連絡会の目的として明確に位置づけた（【資料 3】）。

（５）教育委員会や連携協力校との連携体制の特色

教育委員会や連携協力校との連携体制の特色は、以下の 3 点に集約される。

- ① 滋賀県教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、滋賀県の教育を管理職や教育行政の立場からリードしてきたキャリアを有する退職教員及び現役で教頭や指導主事等として滋賀の教育を

牽引する教員を、雇用もしくは人事交流により実務家教員として受け入れ、研究者教員との協働による教育体制を構築することにより、高度に実践的な教育内容を備えるとともに、常に変化する地域の教育課題に適切に対応するための教育を可能とする。

- ② 滋賀県下の連携拠点地域・連携協力校が抱える教育課題の解決を同地域・学校との協働により試行するプロジェクト型実習（経営課題解決基本実習Ⅰ・Ⅱ、同発展実習、地域協働実習、実践課題解決基本実習Ⅰ・Ⅱ、同発展実習等）や、附属学校園及び連携協力校と協働して実施する授業実践力開発のための実習及び特別な支援の在り方を学ぶ実習（実践入門実習、授業実践基本実習Ⅰ・Ⅲ、特別支援実習、ダイバーシティ教育基本実習等）、さらには教育委員会や滋賀県総合教育センターにおける政策立案や現職教員のための研修プログラム開発や研究活動に参加する実習（教育行政実習、研修開発実習、授業実践基本実習Ⅱ等）、多様な県・市町の教育関係機関における実習（フィールドワーク実習）、附属学校園、連携協力校、その他教育関係機関等、自己の実践課題に対応した実習機関において、研究テーマを発展的に探究する実習（授業実践発展実習、ダイバーシティ教育発展実習）等、現代の様々な教育課題を踏まえた課題解決型の多様な実習を設定する。
- ③ 滋賀県の「人材育成指標」を踏まえ、次代の新人教員、ミドルリーダー、管理職、そして地域の教育リーダーの育成を目指し、教職のそれぞれのキャリアステージにおいて、確かなキャリア形成へのステップアップを支援する。学部新卒学生は、確実な授業実践力や学校の多様な教育ニーズに対応できる専門力を磨き、その力を学校現場に投入していくことのできる新人教員としての資質能力を開発する。管理職並びに地域の教育リーダー候補、またはミドルリーダー候補の現職教員学生は、連携協力校における学校課題・地域課題の解決を提案するプロジェクト型実習などを通して、管理職やミドルリーダーとしての資質能力を開発する。そのために入学前の事前相談、在学中の支援、入学後のフォローアップと、長期的な視野でステップアップを支援する。

18. 実習の具体的計画

（1）実習計画の概要

学生自らが明確な課題意識と達成目標をもち、課題解決に向けて継続的に探究することは、教職大学院における学びを統合するものとして重要な意味をもつ。そこで、本専攻の教育課程においては、共通科目やコース科目で学ぶ基礎的・発展的理論と実習科目において経験する現実的な実践との往還を重視し、実践課題の「発見・策定—探究—評価—見直し」のサイクルを、実習科目を中心としながら教育課程全体に位置づける。そのために、理論（共通科目・コース科目）と実践（実習科目）をつなぐ科目として、各コース共通に「教育実践課題解決研究」を1年次から2年次のセメスター毎にⅠ～Ⅳまで設定し、全ての実習科目をこの科目と連動させながら行わせる。

このような教育課程の大枠を前提とした上で、実習の目的は、学校経営力開発コース（現職教員学生）、教育実践力開発コース（現職教員学生）、授業実践力開発コース（学部新卒学生）、ダイバーシティ教育力開発コース（学部新卒学生・現職教員学生）においてそれぞれ異なるため、各

コース別に実習計画を立てて実施する。【資料 23】には、本専攻の実習科目をコース別に示している。各コースにおける実習計画と実習科目の概要は次のとおりである。

<学校経営力開発コース>

◇経営課題解決基本実習Ⅰ（1年次・春学期：1単位 30時間）

【目的と概要】

共通科目やコース科目で習得した知識と技術を活用して連携協力校（勤務校）において学校経営に参画し、学校管理職の役割等の基本的視点を習得するとともに、連携協力校が直面する学校経営上の実践課題を発見し、「教育実践課題解決研究Ⅰ」で総括する。

【到達目標】

連携協力校（勤務校）において、学校経営目標に即して学校の課題を解決しようとしている校長、教頭、各主任等の役割や諸活動を観察し、その仕事の一部にたずさわること、専門的資質の全体像を再整理・再確認する。それらを通して各自の学修課題を設定し、課題解決に向けて探究する。

◇経営課題解決基本実習Ⅱ（1年次・秋学期：3単位 90時間）

【目的と概要】

「経営課題解決基本実習Ⅰ」を踏まえて、連携協力校（勤務校）の学校経営上の課題の把握とともに、学校改善プランの方向性を策定し、それらに基づき連携協力校（勤務校）の中で事例的に探求する。実践課題の「発見・探求・解決」のプロセスを「教育実践課題解決研究Ⅱ」で総括する。

【到達目標】

自らの学校経営、校務運営にかかる実践力や学校教育改革における構想力、企画力、実践力などの資質能力の向上のために学校経営実践課題を設定し、その課題の解決に向けて探究的な調査・研究活動を行う。

フィールドワークやケーススタディーを通して、連携協力校の校長の指導を得ながら、教員との互惠・協働関係を構築し、実践的研究開発能力を形成する。

調査・実践の過程や成果等をポートフォリオに整理して、他の受講生と交流する。

◇経営課題解決発展実習（2年次・通年：2単位 60時間）

【目的と概要】

1年次の「経営課題解決基本実習Ⅰ・Ⅱ」と「地域協働実習」「教育行政実習」を踏まえて、発展的な内容の「実践課題研究テーマ」を設定する。連携協力校（勤務校）での具体的な改善実践の開発・実施を通して、自己の研究課題を事例的に探求・検証し、そのプロセスと成果を「教育実践課題解決研究Ⅲ・Ⅳ」で総括する。

【到達目標】

自らの学校経営実践課題を踏まえて、連携協力校（実習校）の実情に適合する学校経営上の改善実践を企画提案し、同僚教職員等の協力や管理職の指導を得ながらその実践に取り組み成果を検証し発表することができる。

◇地域協働実習（1年次・春学期：2単位 60時間）

【目的と概要】

共通科目やコース科目で習得した知識と技術を活用し、縣市町教育委員会や公民館または博物館等の社会教育施設などの協力を得て、学校が地域の教育関連施設と連携・協働して取り組むことで成果が期待できる教育活動を様々な事例から学ぶ。同時に自分の学校や地域での具体的な実践方法等を探究する。それらの取組のプロセスと成果を「教育実践課題解決研究Ⅰ」で総括する。

【到達目標】

学校と地域の現状と課題を適切に掴み、地域を取り込んだ学校教育改革のビジョンや具体的取組を着想できる。カンファレンスを通して、地域と学校双方の観点から具体的な事例に基づきながら実践内容を意味づけ、改善の方法などに多角的な視点を持つことができる。

◇教育行政実習（1年次・秋学期：2単位 60時間）

【目的と概要】

共通科目やコース科目で習得した知識と技術を活用し、教育行政・政策に関する具体的な場面での実践を観察し、政策立案する実践力の基礎を習得する。

(1)市町教育委員会において指導主事等の職務観察・部分体験を実施することにより、自治体レベルでの施策立案・実施能力や学校の経営支援能力を育成する。

(2)滋賀県総合教育センターにおいて指導主事等の職務観察・部分体験を実施することにより、教職員研修の企画能力を育成する。

【到達目標】

教育行政機関における、指導主事等教育行政職の職務行動の観察・理解、教育施策の立案や各学校の指導・支援、教員研修の企画・実施・立案への観察・体験を通じて、地域の学校教育の充実に向けた教育行政機関の仕組み・機能について理解を深化させる。同時に、「教育実践課題解決研究Ⅱ」との関連において、地域レベルの教育課題解決の視点を含めて連携協力校等の学校経営課題の解決方策、あるいは教員研修の企画を立案できる。

<教育実践力開発コース>

◇実践課題解決基本実習Ⅰ（1年次・春学期：1単位 30時間）

【目的と概要】

共通科目やコース科目で習得した知識と技術を活用して連携協力校（勤務校）で教育課程全般に亘って支援する実習を行い、教育課程・学習指導・学級経営・教育相談などの教育実践につい

て新たな問題意識をもち、実践課題を再発見し、「教育実践課題解決研究Ⅰ」で総括する。

【到達目標】

連携協力校（勤務校）において、自己の学級経営目標に即して授業を開発したり、学級あるいは学校の課題を解決しようとしていたりしている教員の役割や諸活動を観察し、その仕事の一部にたずさわることで、専門的資質の全体像を再整理・再確認する。それらを通して各自の学修課題を設定し、課題解決に向けて探究する。

◇実践課題解決基本実習Ⅱ（1年次・秋学期：3単位 90時間）

【目的と概要】

「教育実践課題解決研究Ⅰ」を踏まえて、自身の実践的課題を設定する。その課題に基づいて連携協力校（勤務校）において長期間教育活動を参与観察し、自身の課題を多面的・実践的に探究する。また、初任教师（経験年数1～5年目）のメンターとして活動し、研修意欲を高めるカンファレンス等を行えるメンター（教員養成指導者）としての資質能力を形成する。これらの探求プロセスと成果を「教育実践課題解決研究Ⅱ」で総括する。

【到達目標】

授業改善や学校改善にかかる教育実践課題を設定し、その課題の解決に向けて探究的な調査・研究活動を行う。その過程において構想力、企画力、実践力、省察力などを身に付ける。また、校内の初任教师の授業を参観し、授業の見方や子どもとのとらえ方について指導・助言を行うとともに、校内の授業研究会において同僚の研修意欲を高めるカンファレンスを行うことができる。

◇実践課題解決発展実習（2年次・通年：2単位 60時間）

【目的と概要】

（Ⅰ）連携協力校（勤務校）において、授業を開発し学校課題を解決しようとしている教員の諸活動を対象にして、1年次の「実践課題解決基本実習」と「研修開発実習」を踏まえて発展的な内容の「実践課題研究テーマ」を設定する。また、自己の研究課題を事例的に探究・評価し、その成果と課題を「教育実践課題解決研究Ⅲ」で総括する。

（Ⅱ）同僚性を高める内容の「実践課題研究テーマ」を設定し、授業実践力開発コースの学部新卒学生や教育実習生、初任教师（経験年数1～5年目）のメンターとして活動する。その探求プロセスと成果を「教育実践課題解決研究Ⅳ」で総括し、研修意欲を高めるカンファレンス等を行えるメンター（教員養成指導者）としての資質能力を形成する。

【到達目標】

専門職としていかなる専門性を有し、活動を展開しているかについて、観察やその仕事の一部にたずさわることを通して再確認する。多様な授業開発活動の中から探究したい課題を設定し、調査や実践に取り組み、事例を収集する。調査・実践の過程や成果等をポートフォリオに整理するとともに、事例を分析・考察する。

◇研修開発実習（1年次・春学期：2単位 60時間）

【目的と概要】

滋賀県総合教育センターの研修に参加し、その指導補助員として活動する。また、研修の直前準備や直後の振り返りの活動にも参画する。これらの経験をもとにして、連携協力校（勤務校）の校内研究や校内研修の企画・運営に携わり、その成果と課題を「教育実践課題解決研究Ⅰ」で総括する。

【到達目標】

教員の資質能力の向上を目指して研修を企画・運営している総合教育センター教員の諸活動を観察し支援活動に参加することにより、研修センターのあり方について考え、その職務の重要性を理解することができる。研修した内容をもとに、連携協力校（勤務校）の校内研究や校内研修の企画・運営案を作成することができる。

◇教育委員会実習（1年次・秋学期：2単位 60時間）

【目的と概要】

滋賀県および市町教育委員会等の教育行政機関において、学校訪問での指導助言の参観、教育委員会主催の研修会や協議会の運営補助等を経験することで、教育活動を多角的な視点から省察する。

【到達目標】

教育委員会において、教育実践のコーディネート的役割を持ち学校課題を解決しようとしている指導主事の諸活動を観察し、支援活動に参加することで、行政のあり方について考え、その職務の重要性を理解することができる。

<授業実践力開発コース>

◇実践入門実習（1年次・春学期：1単位 30時間）

【目的と概要】

附属幼稚園・小学校・中学校において、6月の教職週間中に入門的な実習を実施する。保育・授業を観る視点、保育・授業の記録のとり方などの授業観察の方法について学ぶとともに、保育・授業の観察方法にしたがって実際に授業観察する。その上で、保育・授業の分析方法についても学ぶ。

【到達目標】

保育・授業の観察方法を学び、実際に保育・授業を観察し、それを分析することで、学校における教師の在り方について理解を深め、授業実践力を身につける。

◇授業実践基本実習Ⅰ（1年次・通年：2単位 60時間）

【目的と概要】

幼稚園・小学校・中学校の複数の校種の組み合わせを選択し、各校種での保育・授業研究のあ

り方について、附属学校園の校内研究会や研究協議会に準備の段階から継続的に参加することを通して目的意識をもって主体的に学ぶとともに、校種間連携のあり方についても学ぶ。各自の研究教科や研究テーマに応じて校種の組み合わせを選択する。

- ・附属幼稚園公開研究会参加＋その準備・記録・分析等及び校内研究会への参加
- ・附属小学校教育研究協議会参加＋その準備・記録・分析等及び校内研究会への参加
- ・附属中学校教育研究協議会参加＋その準備・記録・分析等及び校内研究会への参加

【到達目標】

校内研究会や研究協議会に継続的に参加することを通して、校種間連携の在り方や保育・授業研究についての基礎的理解を得ることができる。

◇授業実践基本実習Ⅱ（1年次・通年：1単位 30時間）

【目的と概要】

滋賀県総合教育センター及び滋賀県内の市町教育研究所等の実施事業、近隣の学校等で実施される研究会に参加することを通して、実践研究の進め方について学ぶ。その上で、それらの実習経験をもとに「教育実践課題解決研究Ⅱ」と連動させながら各自の研究を深める。

【到達目標】

教育現場で授業実践研究を行う際のテーマの設定の仕方や研究目的・研究方法について学び、実践研究の進め方を実践研究の場で身に付ける。

◇授業実践基本実習Ⅲ（2年次・春学期：1単位 30時間）

【目的と概要】

連携協力校、附属学校で、専門とする校種または教科が合致する教員と院生、あるいは院生同士がペアになり実習を実施する。実習で学んだことをもとにして「教育実践課題解決研究Ⅲ」での課題解決に結び付ける。

【到達目標】

専門とする校種または教科の授業実践を通して自己課題を探究し、科学的な視点を加味しながら解決方法を分析・評価することができる。

◇授業実践発展実習（2年次・秋学期：2単位 60時間）

【目的と概要】

「授業実践基本実習Ⅲ」及びそれに伴う「教育実践課題解決研究Ⅲ」での学びを発展・深化させながら、連携協力校、附属学校で、自らの研究テーマに沿った目的が明確な実習を行い、「教育実践課題解決研究Ⅳ」の最終レポート作成並びに発表等に結び付ける。

【到達目標】

専門とする校種または教科の授業実践を通して自己課題を探究し、科学的な視点を加味しながら解決方法を分析・評価し、研究の総括をすることができる

◇学校支援実習Ⅰ～Ⅲ

(1年次・通年 Ⅰ：5～7月、Ⅱ：9～11月、Ⅲ：12～1月：各1単位 30時間)

【目的と概要】

教職大学院1年次に、連携協力校及び附属学校での学校行事や他の教育活動等への参加を通して、児童生徒の学習支援や教員の指導補助などを経験しながら、学校の1年間の動きの一端を体験したり、子どもの個別の教育ニーズに対応したりしながら自己のスキルアップに繋げる。

【到達目標】

学校行事や他の教育活動への参加を通して、学校における多様な指導のあり方や個別の支援の形を把握・理解し、組織人としての教員に求められる視野や力量を獲得する。

◇学校支援実習Ⅳ～Ⅵ

(2年次・通年 Ⅳ：5～7月、Ⅴ：9～11月、Ⅵ：12～1月：各1単位 30時間)

【目的と概要】

教職大学院2年次に、連携協力校及び附属学校での学校行事や他の教育活動等への参加を通して、児童生徒の学習支援や教員の指導補助などを経験しながら、学校の1年間の動きの一端を体験したり、子どもの個別の教育ニーズに対応したりしながら自己のスキルアップに繋げる。

【到達目標】

学校行事や他の教育活動への参加を通して、学校における多様な指導のあり方や個別の支援の形を把握・理解し、組織人としての教員に求められる視野や力量を獲得する。

<ダイバーシティ教育力開発コース>

◇ダイバーシティ教育基本実習(1年次・春学期：2単位 60時間)

【目的と概要】

連携協力校(天津市内)の幼稚園および小学校(通常学級、特別支援学級等)にて、特別な支援を要する子どもの参与観察を通して、子どもの行動や特性を理解し、教師の具体的な支援について学ぶ。

【到達目標】

通常の学級、通級指導教室、特別支援学級における特別な支援を要する子どもの特性や行動を理解し、子どもの生活年齢や発達段階に応じた基本的な支援方法を身につける。

◇特別支援実習(1年次・春学期：1単位 30時間)

【目的と概要】

附属特別支援学校において、授業参観や参与観察、授業研究会に参加することを通して、障害のある子どもの発達段階や特性に応じた支援のあり方を学ぶ。

【到達目標】

知的障害や自閉症スペクトラム障害の子どもの特性について理解し、障害のある子どもの生活

年齢、発達段階や特性に応じた支援を考え、実践できる力を身につける。

◇フィールドワーク実習（1年次・通年：2単位 60時間）

【目的と概要】

学校外の子どもの教育や生活に関連する施設（少年鑑別所、外国籍児童生徒日本語指導教室、障害者支援施設、発達障害者就労支援施設、教育相談センター、適応指導教室等）を訪れ、学校との連携について学ぶ。施設見学、講話、参与観察からなるフィールドワークと、理論的背景を学ぶアフターレクチャーより構成し、様々なニーズを抱える子どもたちに対する地域教育支援連携体制について、具体的な見通しを持つ。

具体的な実習先として以下を予定し、受入れの承諾を得ている。

- (1)大津少年鑑別所
- (2)NPO 法人クロスジョブ
- (3)やまびこ総合支援センター
- (4)湖南省日本語初期指導教室「さくら教室」
- (5)京都市教育相談総合センター
- (6)社会福祉法人びわこ学園
- (7)NPO 法人 SKC キッズカレッジ

【到達目標】

就学前から青年期までの長期的な育ちの過程に目を向け、多様な教育的ニーズを持つ子どもたちの置かれている現状や実態について理解する。その上で、学校教育との連携のあり方について考える力を身につける。

◇心理アセスメント実習（2年次・通年：1単位 30時間）

【目的と概要】

発達の課題のある子どもたちに対する心理アセスメントについて、実践的に学ぶ。

- ①児童・生徒に対する発達検査場面に同席してカンファレンスに参加し、「個別の指導計画」を教員と共に作成し、それに基づく学習支援を行う。
- ②附属学校園で実施されている学習・発達支援室（サポートルーム）の活動（児童生徒のニーズの把握と支援、学内における共通理解の推進、保護者や関係機関との連携等）に同席し、通常の学級における特別な支援を要する子どもへの具体的な対応や連携のあり方について学ぶ。

【到達目標】

発達検査に同席することで、アセスメント技術の習得を図るとともに、カンファレンスに参加することを通して、結果の解釈の仕方や支援への活かし方について学ぶ。また、学習・発達支援室の活動に帯同することにより、観察や相談を通して児童生徒のニーズを把握したり、具体的な対応のあり方について検討したり、関係機関との連携をコーディネートしたりするために必要な力量を身につける。

◇ダイバーシティ教育発展実習（2年次・通年：4単位 120時間）

【目的と概要】

（Ⅰ）1年次の「ダイバーシティ教育基本実習」と「フィールドワーク実習」を踏まえて、本人の問題意識に応じた発展的な内容の「実践課題研究テーマ」を設定する。各自の問題意識に応じたフィールドにおいて、教育的で実践的な支援活動を通して、自己の研究課題を事例的に探究・検証する。

（Ⅱ）（Ⅰ）において事例的に探求したプロセスと成果について、科学的、普遍的な視点で検証する。そのうえで、学校内外のリソースと連携したダイバーシティ教育の望ましい在り方について考察を深め、これまでの学びを総括する。

【到達目標】

問題意識に基づいたテーマ設定のもと、先行研究の知見を踏まえながら、実践課題について実証的に分析・考察し、レポートとしてまとめるとともに、その成果を発表する。

<コース共通>

◇海外連携校実習Ⅰ（1・2年次・秋学期（隔年）：1単位 30時間）

【目的と概要】

海外の協定大学及び附属学校等を参観し、教師や子どもとの交流活動を通して、グローバルな視野から教育について探究する。この目的のため、タイの協定大学における大学教員の演習および大学院生との交流、現地の学校（協定大学の附属校、協定大学の卒業生が教師として勤務している学校、山岳少数民族の学校、保護を必要とする子どものための学校、日本人学校など）を訪問し、教員との教育実践に関わる研究交流、子どもたちとの交流活動を行う。

【到達目標】

①タイの教育（制度・現状・改革動向など）について理解し、グローバルな視野をもち、これからのアジアの教育について深く考える。②海外での生活や人々との交流を通して、その国の文化や社会、人々の生き方を理解するとともに自国のそれらについて再考し、新たな視点や考えをもつ。③異国の地で、異なる文化をもつ人々と積極的にコミュニケーションを図る。

◇海外連携校実習Ⅱ（1・2年次・秋学期（隔年）：1単位 30時間）

【目的と概要】

海外の協定大学及び附属学校等を参観し、教師や子どもとの交流活動を通して、グローバルな視野から教育について探究する。この目的のため、台湾の協定大学における、大学教員の演習および大学院生との交流、現地の学校（協定大学の附属校、協定大学の卒業生が教師として勤務している学校など）を訪問し、教員との教育実践に関わる研究交流、子どもたちとの交流活動を行う。

【到達目標】

①台湾の教育（制度・現状・改革動向など）について理解し、グローバルな視野をもち、これか

らのアジアの教育について深く考える。②海外での生活や人々との交流を通して、その国の文化や社会、人々の生き方を理解するとともに自国のそれらについて再考し、新たな視点や考えをもつ。③異国の地で、異なる文化をもつ人々と積極的にコミュニケーションを図る。

（２）実習科目の形態と年間スケジュール

実習科目は、活動の時期・期間によって、次の４種類の実習形態に大別される。これら４つのタイプを典型としながら、実習内容に応じて効果的に運用する。

<標準型>

春学期及び秋学期の平常授業時に、毎週２日（水曜日と金曜日：現職教員学生）または毎週１日（水曜日：学部新卒学生）、連携協力校や附属学校等で４週間又は６週間連続して実習に取り組む。

<短期型>

教職週間（６月）及び夏季・春季休業中に、附属学校や総合教育センター又は教育委員会等で、30～60時間の実習に短期・集中的に取り組む。

<分散型>

１ Semester 期間中に、基礎的な理論の学習→フィールドワーク（参与観察・記録）→支援活動（補助活動）の流れで、実習内容を分散させて取り組む。

<長期型>

１ Semester 又は１年間の長期にわたり、学級経営、生徒指導、授業研究、教育課題の編成をはじめとする学校全体の教育活動を俯瞰し、学校現場における今日的課題の発見・解決のプロセスに継続的に取り組む。

【資料 24】には、本専攻を修了するために履修すべき実習科目における各コースの１年次及び２年次の年間学修スケジュールを示している。

（３）指導体制と方法

現職教員学生（学校経営力開発コース、教育実践力開発コース、ダイバーシティ教育力開発コース）は、１年次は、原則、週に２日間（水曜、金曜）連携協力校等で実習を行う。実習日を水曜日と金曜日に設定している理由は、以下のとおりである。

- ① 滋賀県内の小・中学校における校内研究・研修会が水曜日に設定されることが多い。
- ② 総合教育センターや教育委員会主催の研修講座が金曜日に設定されることが多い。
- ③ 週初めに共通科目やコース科目を学ぶことで、実習での参与観察の目標設定ができる。
- ④ 研究者教員及び実務家教員が共同して連携協力校に出向きやすい。

２年次においては、県教育委員会との協議により、原則、水曜日午後に職務専念の免除措置を行い、勤務校で学修する。ただし、具体的な実習時間等の設定については、勤務校の状況に応じて各指導教員と調整の上行うこととする。

学部新卒学生（授業実践力開発コース、ダイバーシティ教育力開発コース）は、１年次には、

原則、週1日（水曜日）、附属学校園、連携協力校等において実習を行う。学部新卒学生の場合、県の「人材育成指標」における準備ステージから第1ステージに至る実践力を、時間をかけて確実に積み上げる必要があることから、2年次にかけて長期的・継続的に実習やインターンシップの経験を積ませる計画としている。

その他に、6月の教職週間及び夏季・春季休業中に短期型、分散型の実習を行う。

実習科目の事前・事後指導はすべて「教育実践課題解決研究Ⅰ～Ⅳ」の中に位置付け、実習科目ごとに大学院学生、研究者教員、実務家教員が集まり、実習の目的や内容、指導体制などを確認する。1年次生は実習期間中に1ヶ月に2回程度、2年次生は1ヶ月に1回程度、コースごとの実習省察会（リフレクション）を実施する。そのための時間割として、1年次生：月曜5限、2年次生：土曜2限をそれぞれ設定する。

以上のように、多様な実習を計画しており、実務家教員の業務が過重にならないよう、他の研究者教員等との協力体制を図ることとし、実践的指導育成の指導に係る教員負担に配慮することとしている。

学生への指導方法については、更にパソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用し効率的な指導体制を構築するとともに、改組に関わって、新たな課題の指導を充実させるため、全学に実務家教員（専任教員、特任教員）の採用の要望を行っている。

新設の授業実践力開発コースにおいては、主に附属学校園での実習となるため、附属幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の各副校園長をみなし教員とした。このことにより、附属学校園における実習のスムーズな実施と現場を熟知している副校園長による適切な指導が期待できる。一方、附属副校園長に大学における指導の場への同席はその職務上困難であると予想される。それを補う方策として、Zoom、Teamsなどのweb会議システムを利用すること、およびタブレットなどによる映像記録を基にしてする実習の省察を行うなどICTを最大限に活用することで学生への実践的指導力育成のための十分な指導体制を担保することができる。加えて、授業実践力開発コース研究者教員のうちには、小学校、中学校の教諭経験者、附属学校園の校園長経験者などが含まれており実践の場と理論をつなぐ充実した指導が可能である。さらに、本学では附属学校園の研究会に多くの大学教員が共同研究者としてかかわっており、授業実践力開発コースを兼担する教員が増えたことで附属学校園の研究会を実習の場とする授業に関しても学生への実践的指導力育成が十分に図れる。

また、新設のダイバーシティ教育力開発コースでは、実習の場が多様になるが、研究者教員がこれまでかかわってきた現場を実習先としているため、学生への実践的指導力育成のための十分な指導体制が構築できている。加えて、ダイバーシティ教育力開発コースの研究者教員には心理相談員、発達相談員の経験者などが含まれているため、実践的指導力育成が十分に図れる。

(4)実習受入れ先（連携協力校・附属学校園等）との連携体制

現職教員学生の実習校は、原則、連携協力校（勤務校）とする。学部新卒学生の実習先は、附属学校園または連携協力校とし、受け入れ側の事情や実習生の研究課題・指導教科等を考慮して決

定する。

地域の連携協力校及び附属学校園における標準型ないし長期型の実習（「基本実習」「発展実習」「学校支援実習」「特別支援実習」等）では、研究者教員は週1～2日、一人1～3校、実務家教員は週2日、一人2～3校を訪問し、指導に当たる。附属学校園においては、各副校長がみなし実務家教員として、研究者教員と連携しながら実習の指導に当たる。実習先への訪問指導は、研究者教員と実務家教員が同日程で行う場合、別日程で行う場合のいずれもありうるが、いずれの場合も、実務家教員と研究者教員の協働による指導体制を基本原則とする。

実務家教員は、実習の全体計画化、実習受入れ先との訪問日程等の調整、事後評価と改善に向けての継続的なプロセスを、研究者教員と協働しながら進めていく。事前・期中・事後指導は、実務家教員と研究者教員が同席して行う。さらに、実習生と受入れ先担当教員、大学側担当教員（研究者教員及び実務家教員）が定期的の実習省察会を開催し、実習の最終日にはそれらの教員が集う成果報告会を実施する。

授業実践力開発コースの実習の主な受入れ先になる附属学校園においては、附属学校園の副校長であるみなし実務家教員が中心となり研究者教員と連携をとりながら指導に当たる。また、滋賀県総合教育センターでの実習においては、同センター派遣のみなし実務家教員が中心となり、研究者教員と連携しながら指導に当たる。また、2年次に行う基本実習Ⅲ（授業実践力開発コースのみ）及び発展実習においては、実務家教員の協力を得ながら研究者教員の指導の下に実習を行う。

短期型・分散型の実習については、大学側実習担当者と各実習責任者の研究者教員が、実習の目標と計画に即して実習先機関の担当者と実習内容について詳細な事前打ち合わせを行う。実習全般の指導については、研究者教員と実務家教員、実習先担当者が協働しながら実施する。実習先担当者は、各フィールドや実践活動の実際について解説、指導し、実践的学びを提供する。研究者教員と実務家教員は、学校教育や教育制度における理論的背景、現実的活用と展開等について解説し、探求的な学びに導く。

緊急時については、実習校（機関）側担当者と大学側担当者との間の連絡体制の下に対応し、個別の状況は事象が発生した段階で、関係者（学校教員等）が各組織側担当者に報告する。本専攻では、大学担当者に連絡があった内容は専攻長に報告され、専攻長の判断により適切に対処する。

設置の趣旨等を記載した書類（資料目次）

- 資料 1 滋賀大学教育学部と滋賀県教育委員会の連携に関する協定書
- 資料 2 滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議規程
- 資料 3 滋賀大学教職大学院運営連絡会規程
- 資料 4 滋賀の教育大綱（第 3 期滋賀県教育振興基本計画）
- 資料 5 滋賀大学教育学部・大津市教育委員会おおつ教育連携推進協議会の設置に伴う覚書
- 資料 6 滋賀県公立学校教員人材育成基本方針（平成 26 年 3 月策定）抜粋（表紙～5 頁まで）
- 資料 7-1 滋賀県教員のキャリアステージにおける人材育成指標【教諭】
- 資料 7-2 滋賀県教員のキャリアステージにおける人材育成指標【管理職】
- 資料 8 改組計画（教職大学院への移行）の概要
- 資料 9 改組後のコース編成のイメージ図
- 資料 10-1 改組に際しての基本的な考え方（改革方針）①
- 資料 10-2 改組に際しての基本的な考え方（改革方針）②
- 資料 11 「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」の概要
- 資料 12 日本語指導が必要な外国人の子ども等への支援の状況について（県総合教育会議資料）
- 資料 13 共通科目「学校教育におけるデータサイエンス」
- 資料 14 授業科目を通じた「データサイエンス基礎力」の醸成
- 資料 15-1 学校経営力開発コースにおける科目間の関連
- 資料 15-2 教育実践力開発コースにおける科目間の関連
- 資料 15-3 授業実践力開発コースにおける科目間の関連
- 資料 15-4 ダイバーシティ教育力開発コースにおける科目間の関連
- 資料 16 滋賀大学教育学部と滋賀県公立学校との人事交流に関する協定書
- 資料 17-1 滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻の実務家教員選考に関する規程
- 資料 17-2 同規程の取扱いに関する申合せ
- 資料 18 滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻研究者教員の資格基準
- 資料 19 専任教員が担当する学部・専攻科の科目一覧
- 資料 20-1 各コースの授業時間割表
- 資料 20-2 各コースの履修モデル
- 資料 21 国立大学法人滋賀大学研究倫理委員会規程
- 資料 22 県内 6 市教育委員会との連携協定・覚書
- 資料 23 実習科目一覧（概要）
- 資料 24 実習スケジュール

滋賀大学教育学部と滋賀県教育委員会の連携に関する協定書

滋賀大学教育学部（以下「甲」という。）と滋賀県教育委員会（以下「乙」という。）は、滋賀県における教育について連携するため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、密接な連携のもと、滋賀県の学校教育等の分野で相互に協力し、学校及び地域における教育の充実・発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について相互に連携協力するものとする。

- （1）地域の教育の向上に関すること。
- （2）教員の資質及び能力の向上に関すること。
- （3）地域の教員養成に関すること。
- （4）その他、地域の教育課題に関すること。

（連携推進会議）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、地域教育連携推進会議を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から平成28年3月31日まで有効とする。ただし、この協定書の有効期間の末日2ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の終了または見直し等の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後これに準ずるものとする。

（その他）

第5条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成27年9月7日

甲 滋賀大学教育学部
学部長

喜名信之


乙 滋賀県教育委員会
教育長

河原 博


滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議規程

(設置)

第1条 滋賀大学教育学部に、滋賀大学教育学部・滋賀県教育委員会地域教育連携推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(目的)

第2条 推進会議は、地域の教育課題について協議を進め、得られた成果や知見をもとに、地域の教育の向上を実現するための方策を提言する。

(任務)

第3条 推進会議は、滋賀大学教育学部長又は滋賀県教育委員会教育長の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について協議し、提言を行う。

- (1) 地域の教育の向上に関すること。
- (2) 地域の教員の資質及び能力の向上に関すること。
- (3) 地域の教員養成に関すること。
- (4) その他地域の教育課題に関すること。

(組織)

第4条 推進会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 滋賀大学教育学部長
- (2) 滋賀県教育委員会教育長
- (3) 滋賀大学教育学部長が指名する者
- (4) 滋賀県教育委員会教育長が指名する者

(議長)

第5条 推進会議に議長を置き、前条第1号の者をもって充てる。

- 2 議長は、推進会議を招集し、これを主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

(専門委員会)

第6条 推進会議は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、滋賀大学教育学部及び滋賀県教育委員会からそれぞれ選出された者をもって組織する。
- 3 その他専門委員会に関し必要な事項は、推進会議が別に定める。

(事務)

第7条 推進会議の事務は、滋賀県教育委員会事務局の協力を得て、滋賀大学教育学部の事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月17日から施行し、平成27年3月27日から適用する。

滋賀大学教職大学院運営連絡会規程

(設置)

第1条 滋賀大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻（以下「教職大学院」という。）の円滑な運営を図るため、滋賀大学教職大学院運営連絡会（以下「運営連絡会」という。）を置く。

(目的)

第2条 運営連絡会は、次に掲げる事項について、協議し、及び連絡調整することを目的とする。

- (1) 教職大学院の教育研究及び組織運営の方針に関すること。
- (2) 教職大学院の教育研究及び組織運営の点検・評価に関すること。
- (3) 教職大学院の運営における連携協力に関すること。
- (4) 教職大学院の教育課程の編成及び実施に関すること。
- (5) その他教職大学院の運営について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 運営連絡会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 高度教職実践専攻長（以下「専攻長」という。）
 - (2) 高度教職実践専攻の専任教員
 - (3) 教育学部附属学校園の各長のうち専攻長が指名する者 1名
 - (4) 滋賀県教育委員会教職員課長
 - (5) 滋賀県総合教育センター所長
 - (6) 連携地域教育委員会の教育長
 - (7) 連携拠点校・協力校の校長
 - (8) その他運営連絡会が必要と認める者 若干名
- 2 前項第6号及び第7号の委員は、専攻長が委嘱する。
- 3 前項第8号の委員は、運営連絡会の議を経て専攻長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号、第6号及び第7号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第8号の委員の任期は、1年を超えない範囲内で専攻長が定める期間とし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 運営連絡会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、運営連絡会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(代理者の出席)

第6条 第3条第1項第3号から第7号までの委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 運営連絡会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、運営連絡会から選出された者をもって組織する。
- 3 その他専門部会に関し必要な事項は、運営連絡会が別に定める。

(事務)

第9条 運営連絡会の事務は、教育学部の事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、運営連絡会の運営に関し必要な事項は、運営連絡会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年10月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。